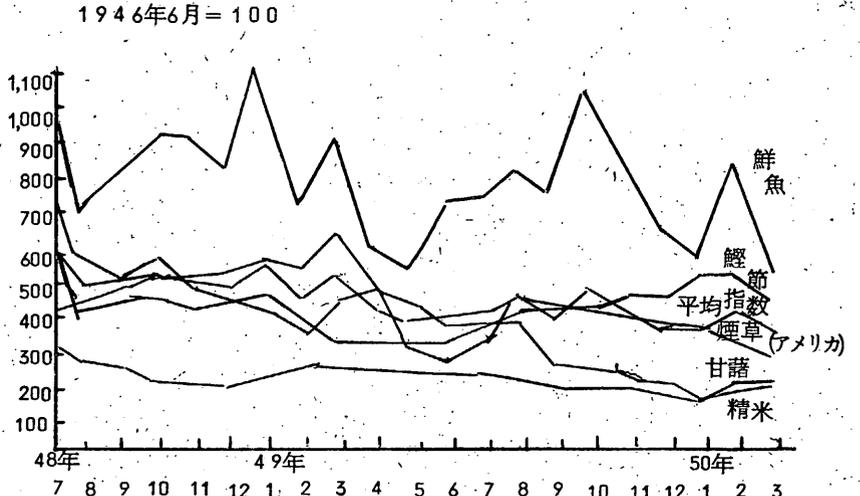
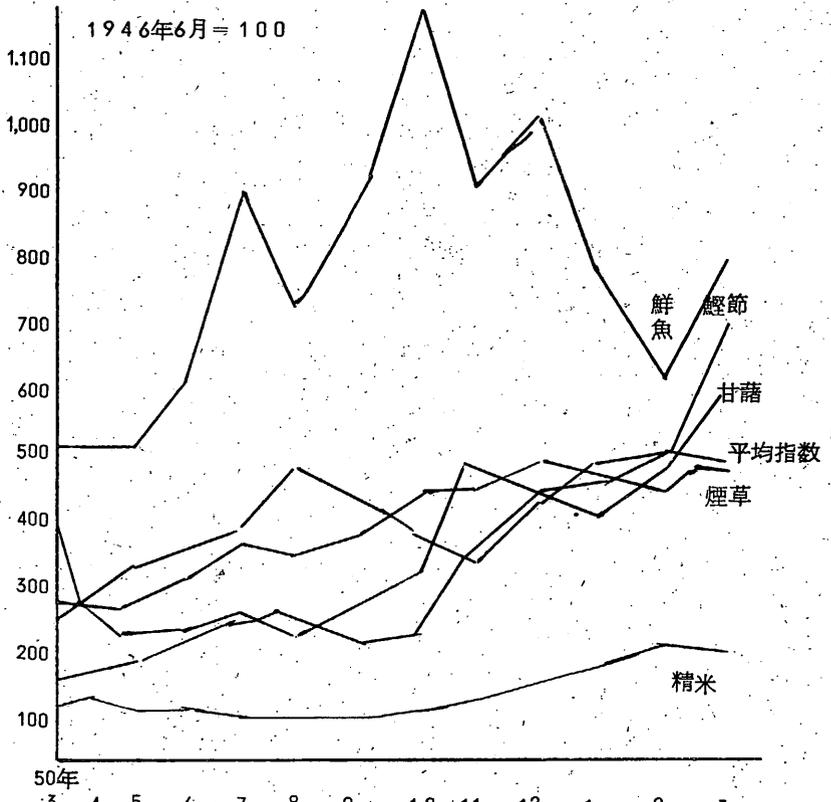


た甘藷も七三八から一五〇まで急落した。しかし鮮魚は前期インフレの時には一〇倍に膨れ上がったにもかかわらず、下落は五〇％で、また五〇〇の高指数にとどまっている。また煙草は四八年七月の指数四〇〇から出発し上向線を描き、その後反落から再び上伸し、五〇年三月にはまた振出の指数に戻り、殆んど下落を示さなかった。しかし平均物価指数をみると五〇％以上も低落しており、概して自由企業経営下の物価は全般的に下落したといえる。

才3図 5品目物価指数推移 (那覇市場)



才4図 5品目小売物価指数推移 (那覇市場)



為替レート改訂とインフレ
一九四九年春、長官は総額五千万の軍工建設計画を発表した。これは戦後のインフレ抑制のためにとられた一連のデフレ政策で金詰りに悩んでいた経済界に明るい希望と活発な与え歓迎された。しかし五〇年四月に実施されたBドル対ドルの為替レート改訂後は、再び軍用予算の放出超過となり、通貨膨脹のためそれまで安定下落に向っていた物価は反騰し再びインフレへ逆行した。
すなわち従来の為替レート一ドル対五〇円が一ドル対一〇〇円に切下げられるや、軍備増強を始め一般

賃金水準の引き上げ及び補給物資の漸進的値上りを招来した。また軍用予算も放出物資、建設資材などの売上げ代金の回収遅延の事情も手伝って、これまでの均衡化方針は崩れ通貨は急速に膨脹し始めた。
この結果物価は朝鮮動乱による海外市場の高物価の影響も加わって、第四図に示すように漸次騰勢に転じた。為替レート改訂後における五品目小売物価指数をみると、精米が七〇％、甘藷二七五％、鮮魚三七％、煙草(アメリカ製)一〇七％と夫々騰貴し、平均指数はこの一年間に約倍近くの八六％も上伸した。

従来琉球の経済は米軍占領下という特殊事情の下にあり、民間による外国貿易の認められない孤立経済下であったので、それまでの物価の騰落は米軍による補給物資の供給条件に基因する場合が多かった。
しかし四八年十一月一日以降貿易は列島内貿易に関する業務を停止し、専ら対外貿易業務を販り扱うようになり、国際通商への道が開かれたので、物価も次第に海外市場の影響を受けるようになった。
琉球銀行十年史 一八五頁ヨリ 一八九頁マデ

◎主要食糧取締令

総第二九三号

一九四七年八月八日

八重山民政府知事 吉野 高善 殿

主要食糧取締令

首題の件民政府令第一号公布になりましたから貴市村住民並に貴部下職員及諸団体に周知徹底せしめ万遺憾ない様にして下さい。

八重山民政府令第一号

主要食糧取締令南部琉球軍政府の認可を経左の通り定む。
一九四七年八月八日
八重山民政府知事 吉野 高善

主要食糧取締令

第一条 本令は八重山群島住民生活の安定を図る為八重山群島内生産食糧を確保し其の需給並に配給の円滑を期することを以て目的とす。
第二条 本令に於て食糧と称するは米穀、麦類、豆類、甘藷類並に其の他雑穀及之等の加工品を謂う。
第三条 何人とも雖も前条に掲ぐる食糧を八重山群島以外の地域へ搬出することを得ず。但し知事の許可を受けたるときは此の限りに非ず。
第四条 何人とも雖も営利の目的を以て第二条に掲ぐる食糧の買占又は売借み行為を為すことを得ず。
第五条 第二条に掲ぐる食糧を業務上使用し又は業務上製造加工せんとする者は知事の許可を受くべし。
第六条 本令第三条、第四条、第五条に違反したる者は一年以下の徴役禁錮又は一万円以下の罰金に処す。

第三条、第四条の違反行為を補助したる者示同
第七条 本令は南部琉球軍政府の認可を経左の日より之を施行す。

◎物価調整期

一九五一年～五四年

三 物価調整期

この期は一九五一年四月の民間貿易開始より五四年の軍工一段落でドル収入が減少してデフレ現象が現われるまでの約四年間を指す。この期間は物価騰落の激しかった物価変動期から脱却して正常物価へと移行して行く過程で、一応物価調整期といえる。

この段階には民間貿易開始による物資輸入の円滑化を始め、民政府の通貨安定方針の堅持、輸入貿易技術や高運賃の改善等と物価下落要因が重なり、これが日本の輸出価格の低落と相俟って、為替引下によるインフレも三月をピークとして、漸く通貨価値も一応安定してきた。

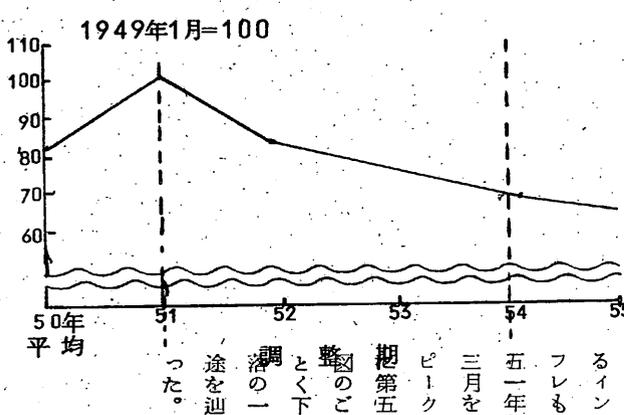
民間貿易開始と物価の下落

従来琉球の貿易は、貿易庁による政府管理下であつて列島の貿易が主で対外取引はなく、住民の需要物資は少量の島産品を除けば殆んどガリオア、エロア資金による援助物資と米軍の払下げ物資であつた。しかし米国民政府は琉球の自立経済の復興を期待して五〇年十月に布令第二六号「琉球列島に於ける外国貿易及び外国為替手続」を公布し、民間貿易開始の体制を整えた。そして翌五一年一月には琉球銀行と東京銀行との間にコルレス契約が結ばれ、輸出入ともに管理貿易から民間企業による正常貿易への第一歩を踏み出した。

従来の管理貿易に代わるこの新貿易方式は、輸出入取引に対する政府の統制をできるだけ緩和し、個々の販引きは原則として民間人の手に委ねることにより企業の能力と創意を十分に発揮せしめ、自由かつ能率的な輸出入を行わしめることがその主旨であつた。かくて五一年以降は民間貿易開始により琉球経済も正常な軌道に乗り、補給物資中心の経済から輸入物資中心の経済に移行した。これを転機に、特に輸入貿易は活発を極め、食糧、雑貨の順調な入荷により諸物資の価格は輸入品を中心に一年振りに下向きに転じ、漸く通貨価値も一応安定してきた。

しかし五二年には米軍基地拡張工事の活発化と輸出の漸増等によつて通貨膨脹の兆しがみられたが、民政府の通貨安定策によりB円発行高は十八億円台に抑えられ物価は引き続き安定下落となつた。
民間貿易開始後の小売物価指数を第一表についてみると五一年三月の総平均指数は一一五・三となつていて、翌年十二月には七九・五まで下落し、この一年八月の間約三〇％の急落となつた。これを各品目別にみると、輸入品が大半を占めている主食、日用品、衣料品は三〇～五〇％方の急落を示

才5図 小売物価の動き (那覇市場)



し、民間貿易による輸入増加はこれら商品を中心に軒並み下落の主要因となった。特に日用品の五〇・一%、衣料品の四一・八%の大巾下落は他の品目に比べ著しく目立っているが、自由貿易開始前の補給物資は食糧が中心でこの種商品の補給は米軍の払下げ品だけで供給されていたので配給も少なく高値を

第1表 小売物価指数推移表

四半期別 類別	1951年				1952年				変動率 B/A
	1951年3月~52年12月				1949年1月=100				
	3月(A)	6	9	12	3	6	9	12(B)	
総合	115.3	100.6	96.4	93.1	86.1	80.6	78.4	79.5	△31.0
主食	101.2	85.0	68.2	89.6	89.8	71.0	65.5	70.6	△30.2
副食	80.3	82.0	96.1	76.0	81.2	69.6	74.5	74.6	△7.1
調味料	100.2	81.7	81.6	80.6	77.3	75.3	78.4	81.1	△19.1
嗜好品	111.4	100.3	94.8	90.9	87.1	94.7	90.9	90.9	△18.4
薪	52.6	52.6	47.4	47.4	36.8	36.8	36.8	36.8	△30.0
日用品	95.1	65.8	55.9	55.2	51.4	49.0	48.2	47.5	△50.1
衣料	266.0	237.1	230.7	211.7	178.9	168.1	154.6	154.8	△41.8

(注) 衣料は51年7月以前は米製、以降は日本製に銘柄変更した。(資料、琉球銀行)

正常価格への接近

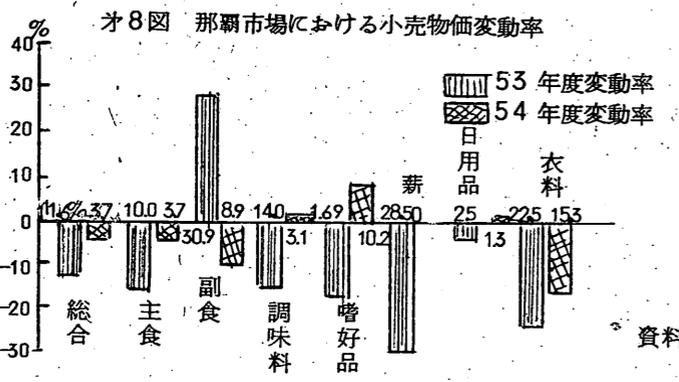
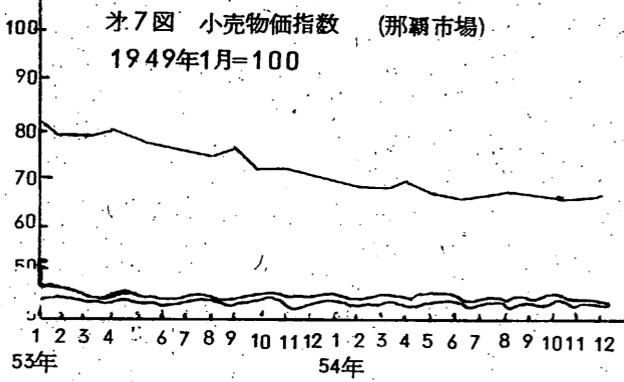
一九五一年米軍基地拡張工事によるドル保有増加で急激に膨脹をみた経済活動規模も、五三年後半には峠を越しドル収入は停滞状態となって、従来のようなドル蓄積の増加をみる事ができなくなったが、しかしこれに代って軍用地代、年金、恩給等の受取が新たに加わり商業及び貿易は引き続き活況を呈した。かかる消費景気の下に物価は大商社との長期取引契約と大量仕入れによる値引き、リベート、あるいは在庫に対する保証等と仕入技術の改善による諸経費の節減により、大勢は下押し傾向を示した。

五四年に入ると軍工事も一段落し、ドル収入が漸減したので、これに伴い従来の消費景気も後退して商業界は不振に陥った。滞貨の累増、採算難による企業整理、市中金利の低下等のデフレ現象が相次いで現われ、物価は六社同盟船主の運賃引上げもあって軟落または横這いの方向を辿った。

この二カ年間に於ける小売物価の推移を第七図でみると、五三年度の指数は一一・六%も下落したが、しかし五四年度は下落率三・七%と前年に比べ勾配は鈍化し従来のような大きな低落はみられなくなった。これはデフレによる購買力の低下にもかかわらず、輸入の漸増による過剰供給と企業乱立による競争激化、さらには島内生産力の回復等の結果とみられる。外的要因としては日本のデフレ政策による輸出価格の下落によるものである。

日本の輸出物価の下落は第二表をみても明らか通り、二十七年に一八・四%、二十八年が四・六%と低落し、この二カ年間に二二・八%も急下落を示している。

特に繊維製品は二十七、二十八年の二カ年間に二九・八%も下落した。これは日政府がポンド本過剰



第2表 日本輸出品物価指数 昭和24年7月~25年6月=100

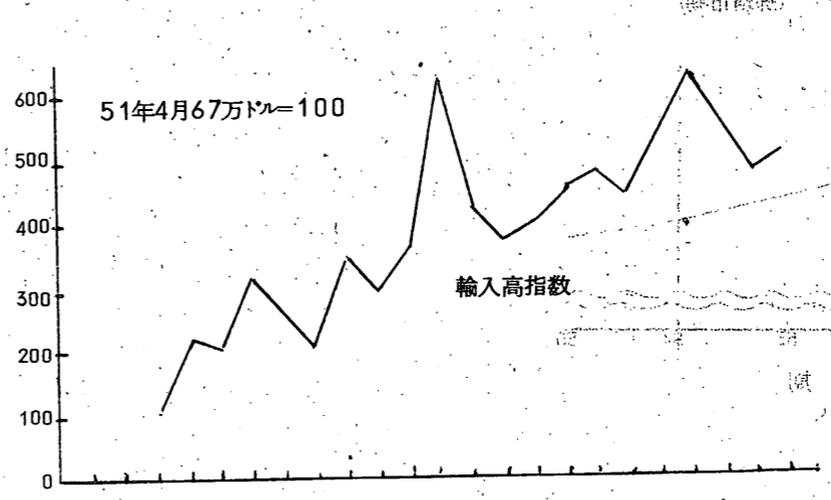
品目別指数	年平均別			A/B	C/B	A/C
	26年平均(A)	27年(B)	28年(C)			
総合平均	165.5	135.1	127.8	△18.4	△5.4	△22.8
繊維品	159.3	117.5	112.1	△26.2	△4.6	△29.8

(注) 輸出業者の契約時における契約価格を調査したものである。(資料、日本銀行調)

のため、この地域に対する輸出を制限、しかもその主な制限対象が繊維製品であったので、業者が価格の引下げによる輸出競争にまで発展し下落したものとと思われる。

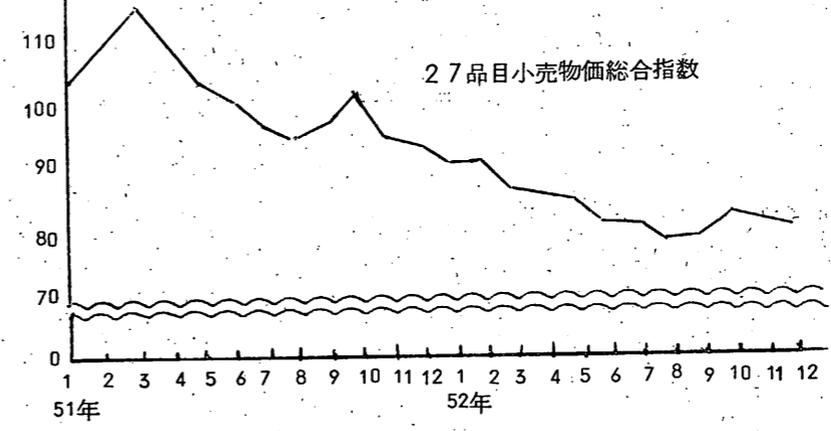
・九%も急上伸している。また薪は石油コンロの使用が広く一般に普及したため需要が減少し二八%も大巾に値下り、衣料品は日本の出血輸出で二二・五%も下落した。

才6図 輸入と物価の推移



呼んでいたところ民間貿易開始とともにこれら商品が自由に大量輸入されたので、従来の異常高値から適正価格に向って大巾に下落したものとみられる。このように島内生産物が少なく需要物資の八〇%を輸入品で賄っている琉球においては、輸入量の増加は物価引下げの大きな要因となったものと解される。これを第六図でみると輸入高指数は逐月上昇線を辿

1949年1月=100 27品目小売物価総合指数



り、五二年十二月には民間貿易開始当初の約五倍に達している。これに対し物価指数は輸入高指数とは反対に下向線を辿り、物価は二〇〜二五%方下落している。これらからも民間貿易の開始による民需物資の漸増は、従来の補給物だけに依存していた物資欠乏時代の高物価を下落せしめる主動力となったことがうかがわれる。

物価割高

戦後の物資不足による異常な物価高は民間貿易開始とともに一九五一年三月を頂点に次第に正常価格へ向つてきた。

五三年頃になると物資の需給バランスも漸く均衡し、さらに五四年には企業の乱立で物資供給過剩傾向の上全詰りによる購買力の減退となり物価は引き続き下落を続けた。

しかし対外的にはまだまだ割高で、日琉の為替レートの対三であるのに、物価の面では一対二の割合で、品物によっては一対一という極端に高い品もあった。

琉球の物価高は日本でも比較的物価水準の高いといわれる東京都と那覇市との消費者物価指数比較表をみて容易に理解できる。

第三表によれば光熱、雑費が幾分割安となつていのはかば、食糧、被服費とも一・五〜二・五割程度の割高となつてゐる。

特に住居費は建築資材や水道料、家具類が異常に高いことから五・七倍の割高を示し、総合では二割から三割程度の物価高となつてゐる。これに対し政府では物価対策委員会を設け対策に乗り出し、特に高運賃や未熟な取引方式からくるコスト高、あるいは高利潤の引下げ等を商工会議所及び各関係業者とともにとり上げ検討した。この結果日琉航路の貨物運賃の値下げの問題がとり上げられ、日本船舶会社側六社同盟との間に一年余に亘る交渉が続けられ、輸入品一六品目、輸出品四二品目の値下げが行われた。

かくて輸入貨物のこれまでの平均運賃八・五〇ドルは六・五五ドルに、また輸出品では七・三二ドルが五・七〇ドルに夫々二三%及び二二%値下げされた。このような運賃値下は、貿易依存度の高い琉球

にとつては物価割高を緩和する大きな要因となつた。

(資料琉球政府)

第3表 消費者物価指数

東京都=100

費目	1953年1~2月平均			1954年1月~3月平均		
	那覇市	東京都	日本全都平均	那覇市	東京都	日本全都平均
総合	136.0	100.0	95.4	126.1	100.0	93.2
食糧	125.6	100.0	98.2	121.2	100.0	95.4
主食	122.7	100.0	—	128.4	100.0	—
非主食	127.9	100.0	—	116.9	100.0	—
被服	119.5	100.0	—	128.5	100.0	—
光熱	96.6	100.0	—	124.9	100.0	—
住居	510.8	100.0	—	712.4	100.0	—
雑費	97.2	100.0	—	84.9	100.0	—

(注) 1. 1953年総合指数は家賃を含めたものであるが、54年の総合指数には全都平均を除きいずれも家賃が含まれていない。
2. 本指数の算定に用いた価格は現行為替レートによってB円1対日本円3の比率をもつて換算したものである。

◎物価安定期

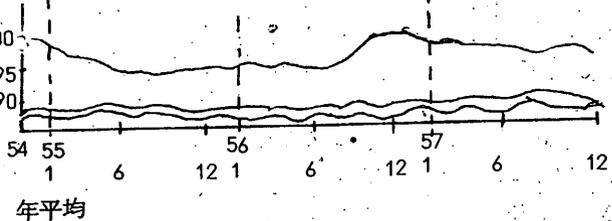
一九五五年〜五七年
四 物価安定期

一九五五年から五六年にかけて輸出の好調と基地収入、年金、恩給等で住民所得は増大し金融緩慢の傾向が顕著であつたが、五七年の後半から日本の金融引き締めの影響による輸出不振と輸入増大から国際収支は悪化し、金融逼迫の兆候が表面化し始めた。

この間物価は、五五年における日本の輸出価格の低落に伴う輸入数量の増大、各企業間の競争的値下げ等による下落から、台風による五六年末の物価騰貴、それに日本のデフレ政策の影響による五七年の低落と再三変動して来た。第九図は小売物価総合指数の推移を示すものであるが、これによると指数は九三・八と九九・六との間を動いており概して物価は安定裡に推移してきた。

才9図 小売物価総合指数の推移 (那覇市場)

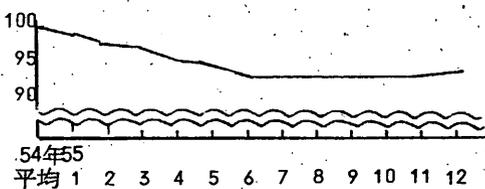
1954年々平均=100



数量景気と物価
一九五四年は奄美大島の復帰に伴う経済圏の収縮、さらに軍工事ブームの下落等によって一般経済界は飽和状態となり景気の谷間であつた。しかし五五年には年金、恩給等の収入増加要因のほか、世界的好景気に支えられた日本経済の好転によって輸出が急激に増大し、景気好転の兆が顕著

才10図 小売物価総合指数の推移 (那覇市場)

1954年々平均=100

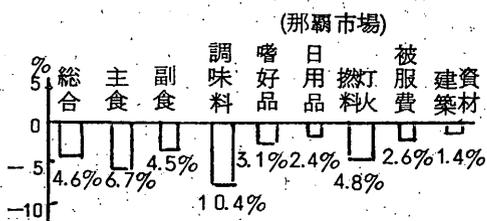


この間物価は、五五年における日本の輸出価格の低落に伴う輸入数量の増大、各企業間の競争的値下げ等による下落から、台風による五六年末の物価騰貴、それに日本のデフレ政策の影響による五七年の低落と再三変動して来た。第九図は小売物価総合指数の推移を示すものであるが、これによると指数は九三・八と九九・六との間を動いており概して物価は安定裡に推移してきた。

第一一図に示されている通り小売物価の変動率は各品目とも総下落となつてゐる。その中でも調味料が他品目に比べて著しい下落を示し一〇・四%も低落しているのが注目される。これは五四年末以来ラードの国際相場が暴落し、大量に輸入されたため供給過剰となつたこと、香港の安い棉実油の入荷で日本産大豆、菜種油の価格が抑えられたこと等があり、食油類が大巾に下落したためである。また主食は東南アジアの米穀豊作を反映してタイ国

才11図 小売物価変動率

1955年1月~12月 (那覇市場)



産米の輸出価格の下落とともに輸入量も増大し、これら安い産米が主食として市販された。このため外米の売行はもろろん、島産米まで圧倒され、琉球の主食を一手に輸入している沖食が配給米を一キロ当たり三円の値下げを断行したので六・七%の低落となつたものである。その他の品目でも、農産物の豊作や輸入業者の増加で競争が激しく薄利の乱売となり、総体的に物価は五四年に続き下落歩調となつたものである。

五六年の経済の動きはプライス勧告の土地問題に基づく政局の混乱にもかかわらず、国際収支の好調、金融緩慢という好条件のもとに戦後最良の年に恵まれ、極めて好況裡に推移した。すなわち国際収支の好調は住民所得の増大をもたらし、消費需要の増加をみることも輸入規模も一段と増大した。しかし輸出の伸展や軍用地代の三倍値下げ、年金、恩給等の貿易外受取りが増大したので、国際収支は年間五〇万弗余の黒字を出し、前年から引続いた数量景気は益々好調を続けた。しかしながら物価面をみると、前半は数量景気を反映し横這いとなつたが、後半に至り年末の季節的需要もあつて物価は強押し気味なところへ暴風雨

(那覇市場)

第4表 小売物価変動率

品目	月別	55/1月	55/12	変動率 B/A	56/12	変動率 C/B
		(A)	(B)		(C)	
総合		99.6	95.0	△ 4.6	99.4	4.6
主食	食料	93.7	87.4	△ 6.7	88.8	1.6
副食	食料	101.8	97.2	△ 4.5	108.5	11.6
嗜好品	嗜好品	108.7	97.4	△ 10.4	103.0	5.7
日用品	日用品	101.2	98.1	△ 3.1	98.3	0.2
日用品	日用品	98.9	96.5	△ 2.4	98.2	1.8
燃料	灯火類	100.7	95.9	△ 4.8	97.2	1.8
被服	被服	94.0	91.6	△ 2.6	85.9	△ 6.7
建築資材	建築資材	97.1	95.7	△ 1.4	114.9	20.1

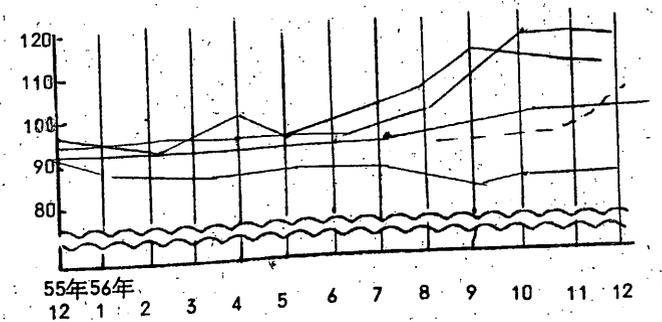
(資料 琉球銀行)

日本の金融引き締めと物価への影響

五六年度における琉球経済は、輸出や貿易外受取りの大巾上伸により国際収支はかつてないほどの黒字を記録したが、これは世界経済の繁栄の波に乗った日本経済の好景気を反映するものであった。しかし五七年に入るや高原景気を謳歌した日本経済も、設備投資の行き過ぎと国内消費需要の旺盛による輸入の激増で国際収支は赤字に転じた。このため日本銀行は三月に次いで五月にも公定歩合を二厘引上げ、本格的金融引締めをとるに至った。以来市中金利も上昇し、企業は資金コスト高となり、採算は悪化し、収益力は減退する等の不況現象が現われ、各産業は資金難に陥り景気の後退となった。かかる日

才12図 小売物価指数 (那覇市場)

1954年 = 100



(那覇市場)

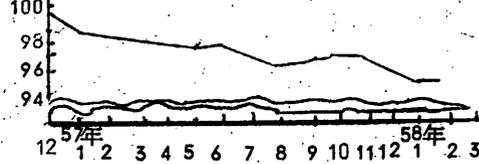
第五表 小売物価変動率

品目別	年別	56/12	57/6	57/12	56/12~57/6	57/6~57/12	57/6~57/12
		(A)	(B)	(C)	騰落率 (A/B)	騰落率 (B/C)	騰落率 (C/A)
主食	食料	88.8	86.8	87.7	△ 2.3	1.0	△ 1.2
副食	食料	108.5	107.0	103.4	△ 1.4	△ 3.4	△ 4.7
嗜好品	嗜好品	103.0	100.2	99.6	△ 2.7	△ 0.6	3.3
日用品	日用品	98.3	98.3	98.3	—	—	—
日用品	日用品	98.2	98.2	98.2	—	—	—
燃料	灯火類	97.6	92.2	97.4	△ 5.5	5.6	△ 0.2
被服	被服	85.9	85.5	81.3	△ 0.5	△ 4.9	△ 5.4
建築資材	建築資材	114.9	110.7	89.2	△ 3.7	△ 19.4	△ 22.4
総合	総合	99.4	97.4	95.5	△ 2.0	△ 2.0	△ 3.9

(資料 琉球銀行)

才13図 小売物価指数 (那覇市場)

1954年 = 平均 = 100 (107品目)



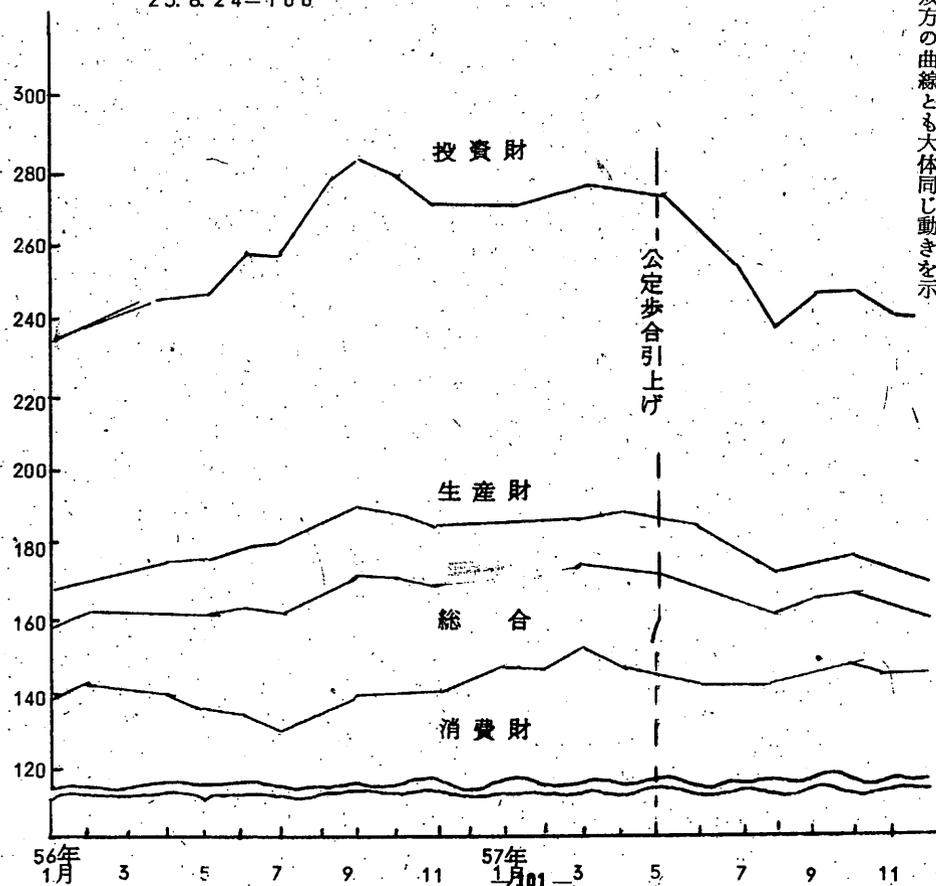
被服類も前半〇・五%の微落に対し、後半は四・九%と下落のテンポは急速となっているが、これやはり日本の金融引き締めによる織維相場の下落によるものである。日本の織維界は前年の投資ブームの時に増設された設備の本格的操業で需要を大きく上回る生産となり、各メーカーは操短を実施したが、まだ相当の滞貨が残る織維製品の下落となったものである。その他日用品、嗜好品の商品目が保合となつているが、後に総下落となり、物価は全般的に軟調を示し、直接、間接に金融引き締めの影響を受け低落した。

第一四図は日本における週間卸売物価指数の動向を示すものであるが、金融引き締め後の日本における物価は、景気変動に敏感な商品、特に織維、鉄鋼、非鉄等国内国外の需要減少、供給過剰により大巾に下落し、総合、投資、生産、消費の各指数は低落をみせている。

このように日本の金融引き締めによる物価の軟調

才14図 週間卸売物価指数 (日本)

25.6.24 = 100



琉球銀行十年史 九六頁七行ヨリ一〇二頁まで

資料 経済企画庁

は、輸入の大半を日本商品に仰ぐ琉球にとっては輸入価格の下落となり、これが物価を引下げる主要因となった。

このことは第一四図週間卸売物価指数の動きと第九図の小売物価指数(那覇市場)の推移を比べてても明かなように双方の曲線とも大体同じ動きを示している。

したがって琉球の物価は、日本の物価とはたとえ時間的ずれや季節的要因、その他の諸要因が多少の相違はあっても全般的にみて平行して変動してきたといっても過言ではないであろう。

食糧

◎輸入食糧計画の運営に関する件

琉球列島軍政府

一九四九年十一月十八日

軍政府指令第二十四号

首題 輸入食糧計画の運営に関する件

宛 琉球列島軍政府知事

琉球の住民用として琉球に輸入される食糧品の正当なる取扱保管配給の責任を定める必要生じたるにつき茲に下記の如く指示す。

一 責任

a 民間消費費用輸入食糧補給品の保管取扱配給の直接な責任は一九四九年十一月二十一日付を以て沖繩民政府知事におかれる。

責任は斯様な食糧品が船の巻揚機の端に上った瞬間に始まる。

沖繩民政府の公認代表は沖繩港に到着する食糧品受入れのため現場に出頭するその代表は軍政府資源部代表の監督の下に此の荷役記録をとる。

需供給部の責任者官は該船荷を所々検査する。此の荷役記録は現場入荷書 A G O 四五〇四〇用紙につくられ沖繩民政府代表がこれに署名し且つ軍政府天然資源部の代表が署名に依つて証明される。

受領品目は陸軍省出荷書 A G O 四五〇一二二 A 用紙に記入され沖繩民政府代表が署名するが本書類はこれを信用貸出物件証憑として保管官の控えに綴込む、本書は食糧品受領の公式証拠であり沖繩民政府に対する勘定の根拠である。

b 責任は沖繩消費費用の食糧品の場合には此等の品目が村の商店を産て永久的且正当なる消費者の手に譲渡された時に終る。

南北琉球用として定められる食糧品の場合には此等の食糧品が南北琉球諸島へ積換えて輸送される迄責任は履行する。

輸送されたと同時にその食糧品は目的地民政府知事の責任となる。

c 本指令に云う責任とは受領した全食糧品に対する嚴重なる財政上の責任を包含する。

二 運転費

a 沖繩民政府は食糧品の荷役、監視、輸送、配給等の費用を償うべく沖繩の消費者の割当分の小売価格の割を収益として許可される。食糧品配給の能率的な運営によつては運用費を上記割以下に保持する事が出来るだろう。こうして結果した貯蓄は倉庫各村売店その他必要な現在施設の取換修理等に使用される。

b この割手当は沖繩民政府が地方消費費用食糧品に対する当本部への支払を基準にして琉球軍政府が之を計算する。

三 入庫並びに出庫

a 那覇所在の軍政府第一集積所や田井等所在の沖繩民政府集積所は在庫するすべての食糧品、保給品の棚卸を行い該物資全体に対する責任を引受けたと沖繩民政府に移譲される。あらゆる輸入食糧品の貯蔵はこれら集積所に纏めなければならない。

沖繩民政府は入荷書割符出荷伝票と共に月々の棚卸表を毎月の五日頃までに当本部に提出しなければならない。

b 沖繩民政府は軍政府天然資源部が月々の配給用として認可する数量の範囲内で食糧品を引出す。引出された食糧品すべてに対する署名された受領証を沖繩軍政府から受取ることは、倉庫に於ける天然資源部の責任である。

斯る受領証には引出された食糧品の数量、種類最

終目的地、例えば沖繩に於ける消費のためならば各村売店南北琉球列島ならば船舶輸送をも記入する。

四 支 払

a 關係民政府に支払請求するために天然資源部の代表は食糧品の出庫と同時に記録品目の弗価格を記載の上各受領証又は出荷伝票の写しを軍政府会計部へ送付する。

b 請求書は軍政府財政部が実際に出庫する食糧品を基準として月々発行する。

沖繩民政府は他の民政府管下へ輸送される食糧品の価格に対しては後日支払を受ける。

c 支払は当本部から勘定書受領次第行わなければならない。

五 会計検査

沖繩民政府は最奇の軍政府財務官へ支払う。

沖繩民政府により作られたあらゆる会計記録の定期会計検査は指示通りに同政府財政部によつてなされそしてそれは検閲のため琉球政府財政部へ送送されなければならない。

六 弘 布

本指令の内容は琉球民政府並びに各民政府の關係職員に早急に通知させなければならない。補充的計画や指示は各民政府の知事これを発行する。

七 廢 止

一九四九年九月十五日付軍政府命令第二号食糧計画の実施は茲に廢止す。

八 有 効 期 日

本指令の条項は一九四九年十一月二十一日附をもつて有効とす。

沖繩民政府知事は一九四九年十二月一日現在をもつて現在雇傭されている全住民の監督並びに支払の

完全なる責任を引受けるものとす。住民皆職域に於いて本計画を遂行しなければならない。

軍政長官の指令に依り

陸軍准将 ジョン・エイチ・ハインズ

一九五〇年

指令覚書級 総務課

◎食品市場取締条例

食品市場取締条例をここに公布する。

一九五一年五月二十一日

宮古群島知事 西 原 雄 一

食品市場取締条例

第一条 本条例に於て市場とは常時又は定期に多衆集合して蔬菜、果実、魚類、肉類其他食料品の売買取引を行う場所を謂う。

但し、緑日夜店等其の他に之に類するものは之を包含しない。

第二条 市場を開設しようとする者は左記事項を具して知事に願出で許可を受けなければならない。

一 開設者の本籍、住所、職業、氏名、生年月日（法人にありては其の名称、主たる事務所、所在地及代表者の住所、氏名、生年月日）

二 開設を要する事由

三 市場の名称、位置、主たる売買物品の種類

四 建築物の構造設備並坪数を記入した平面図、断面図各縮尺百分の一（附近見取図縮尺百分の一）

及仕 書

五 業務規定

六 資本金額

七 収支予算書

八 工事着手及竣工の見込年月日

九 敷地又は建物が他人の所有であるときは其の承諾書

市場開設者が法人若くは組合であるときは前項書類の外其の定欠若くは規約市町村であるときは市町村議会の議決書類の写を添付しなければならない。

第三条 左に掲ぐる事項は業務規定を以て定めなければならない。

一 市場の開閉時刻及休業に關した事項

二 取扱品目

三 売買取引の方法

四 市場に於て徴収する料金並徴収方法

五 市場取締に關する事項

六 業務規定違反者に關した事項

七 其他業務経営上必要と認める事項

第四条 市場の位置構造及設備は法令に別段の規定があるものの外概ね左の標準に依らなければならない。

一 社寺、墓地官公衛学校又は公園に接近しないで且衛生上有害の虞のない場所であること。

二 建物は採光、換気に適する様に築造し不燃質物質を以て葺覆すること。

三 場内には便所及汚水溜並汚物容器を設けて其の構造は不透質の材料を用い且蓋を施すこと。

四 建物内の土間汚水溝渠は不透質の材料を以て之を築造し且溝渠は蓋を施すこと。

五 排水溝から流出する汚水は衛生上危害の虞のない場所へ流出する様な装置をすること。

六 場内には、水道、井戸等の給水設備をして食品及其の容器並食品置台の洗滌には飲料適水を使用すること。

七 魚類、鳥獸肉を販売する場所は食肉販売営業取締条例の第四条の構造設備の標準に従ひ営業税別に耐水材料を以て構築しなければならない。

八 煮物類は魚肉鳥獸肉其他の物品販売所と適當の距離を距て防塵防蠅の設備をなすこと。

九 交通の妨害とならない様諸車置場牛馬繋留所等を設置すること。

土地の状況市場経営上の都合に依つて前項の標準に抛り難い特別の事由のあるときは願書に其の事由を記載しなければならない。

第五条 市場の構造設備竣工したときは知事に届出で使用認可を受けなければ使用することは出来ない。

第六条 左の各号の一に該当するときは市場開設者は七日以内に之を知事に届出なければならない。但し第四号に付いては法定届出義務者第五号に付ては清算人から之を届出なければならない。

但し第四号に付いては法定届出義務者第五号に付ては清算人から之を届出なければならない。

一 業務を開始したとき

二 第二条の各号の事項に変更を生じたとき

三 市場閉鎖休業したとき

四 市場開設者が死亡し又は所在不明となつたとき

五 法人又は組合が解散した時

第七条 市場開設者が臨時に開市若しくは休業しようとするときは予め市場に其の旨を揭示し且其の事由を知事に届出なければならない。

第八条 市場を相続又は譲渡し若しくは法人組合の合併に依つて統承しようとするときは之を証明する書類を添付して三十日以内に知事の認可を受けなければならない。

第九条 市場開設者が業務規定又は事業計画を変更しようとするときは其の事由を具して知事の認可を受

けなければならない。
 第十条 市場開設者は左の各号を遵守しなければならない。
 一 業務規程を以て定めた料金の外何等の名義に於ても市場利用者より其の業務に関して報償を受けないこと。
 二 正当の事由がなくて取引を拒絶強制し又は制限しないこと。
 三 市場の外外は常に清掃して清潔保持に努め市場周辺に食品の売買をさせてはならない。
 四 取扱商品の新鮮純良を期せしめること。
 五 食品の販売者には清潔な衣服を着用せしめ常に其の周辺の清潔を保持せしめること。
 六 伝染性疾患に罹つた者に食品の取扱をさせないこと。
 七 業務規定を市場内の公衆の見易い場所に掲示すること。
 八 市場の名称を記した標札又は標柱を公衆の見易い場所に掲示すること。
 第十一条 左の各号の一に該当する者には市場の開設を許可しない。
 一 未成年者で法定代理人の同意のない者
 二 禁治産者、準禁治産者、白痴者、ふう類者
 三 本条例に違反した者で改悛の情がないと認められる者
 四 素行不良者で公益を害する虞ある者
 五 其の他不適当と認める者

定めてある事項を遵守しなければならない。
 第十五条 左の各号の一に該当する時は市場開設の許可を取消し又は業務の停止を命ずることがある。
 一 休業引続き六月以上に及んだ時
 二 市場開設者六月以上所在不明となつた時
 三 売買取引僅少で市場開設が必要ないと認められた時
 四 本条例又は本条例に基いて発した命令若しくは許可の条件に違反した時
 五 業務規定に違反の行為があつた時
 第十六条 許可を受けなくて市場を開設し又は前条の業務停止の期間中其の業務を営む者は壹万円以下の罰金又は拘留に処する。
 第十七条 正当の事由がなくて市場取引を妨害し若しくは市場の秩序を惑乱する行為があつた者は壹千円以下の罰金又は拘留に処する。
 第十八条 業務規定に違反した時は壹千円以下の罰金に処する。
 第十九条 市場開設者が未成年者若しくは法人の場合には本条例の罰則は之を法定代理人又は法人の代表者に適用する。
 但し其の營業に關して成年者と同一の能力を有する者に就いては此の限りでない。開設者はその代理人戸主家族又は雇人其の他の従業者のなした行為が市場の業務に關して本条例に違反した時は自己の指揮に出ない故を以て処罰を免ることは出来な

い。
 附則
 第二十二條 本条例は一九五一年五月二十一日より之を施行す。
 第二十一條 昭和十二年十一月九日沖繩県令第四十号は之を廃止す。
 宮古群島条例級 総務部

◎沖繩人宿舍学校用食用食糧に関する件

支那琉球軍政官庁
 沖繩人宿舍学校用食糧に関する件
 一九五〇年五月十三日
 宮古民政府知事殿
 同封の覚書が宮古民政府にとつて適切であれば直ちに履行せよ。

支那軍政官庁首席
 海岸砲兵大佐 C・W・ホールカム
 沖繩軍政府本部
 一九五〇年五月四日

◎食糧増産運動督励員派遣について

沖繩第四一三号 一九五一年三月二八日 経済部長
 与那城村長殿
 食糧増産運動督励員派遣について
 食糧増産運動の趣旨徹底空荒廃地解消運動の促進を

副軍務局長代理
 海岸砲兵大尉
 ユーゲン・R・ウィリヤムスン
 一九五〇年
 補給部書類級 文書課

期し、之が達成に一段と拍車をかけるべく左記の通り督励員を設置して指導督励にらしめ度いと存じますの

督励員の編成及日程表

番号	班員	日程				
		四月二日	三日	四日	五日	六日
1	与那嶺仁助(与) 宜野座金次郎(与)	首里	真和志	南風原	大里	
2	昇清彰(与) 仲松爾後(与)	小禄	豊見城	糸満	兼城	高嶺
3	普天間(善徳) 桑江(良貞)	三和	具志頭	玉城	東風平	
4	当銘(由憲) 平田(嗣男) 仲宗根哲男(群)		知念		佐敷	与那原
5	大城(守) 手登根順輝(群)	浦添	宜野湾	地谷	嘉手納	読谷
6	山城(栄輝) 玉城(松寿)	具志川	勝連		与那城	西原
7	比嘉(善八) 城間(盛茂) 池原(豊吉)	美里	越来	北中城	中城	石川
8	平政(巴) 饒平名智一(農林省)	屋部	名護	恩納	伊江	
9	比嘉(繁栄) 比嘉(幸名)	羽地	大宜味	国頭		屋我地
10	天野(鉄郎) 森田(都太郎)	金武	宜野座		久志	東
11	仲地(仁正) 上原(進助) 山口(寛三)		本部	上本部	今帰仁	
12	伊平屋(伊是名) 農林省組合係					
13	久米島(農林省) 番系係					

で宜しく便宜御取計い下さる様御願ひ致します。

◎食糧増産運動実践要綱について

沖繩第三七九号 一九五一年三月十七日 沖繩群島 経済部長
 与那城普及員殿
 食糧増産運動実践要綱について

沖繩経済の復興の爲には生産力の増強を図る事が先決要件であるので貴職に於ても鋭意努力中とは存じますが、今般政府に於ては農林省と呼応し沖繩群島内食糧増産運動を別紙要綱により三月二十日より展開しますので該運動の目標達成につき万遺憾のない様御取計下され度、右命に依り通牒致します。

食糧増産運動実践要綱

- 一 空荒廃地の解消
 空荒廃地の解消を図り植付の実施を期する為適切なる方策を講ずる。
- 二 水利施設の補修
 食糧増産確保のため既設水利施設の補修を急速に実施す。
- 三 一九五一年産米の増産確保
 本年度産米の増産を確保する為特に本年度に於ては地区別耕種改善要項を製作し指導を図ると共に害虫発生の子察及駆除を図るものとす。
- 四 夏植甘蔗の面的増産
 作付面積の面的増産を期すると共に系統的品種更新計画の実践並耕種改善を図るものとす。
- 五 甘蔗の増産確保
 甘蔗の積極的増産を図るため優良品種の普及並に耕種法の改善を図るものとす。

六、自給肥料増産の強化

推肥の増産確保に關し特別なる施策を講ずる外、新に緑肥施用の普及を計るため緑肥種子の確保につき特別な処置を講ずる。

七、農業労力の調整

運作業等に対する農業労力の調整は増産達成上の重要事項なる故共同作業並に畜力利用に關し必要な処置を講ずる。

八、農業技術指導普及態勢の刷新

農業技術の末端普及を期するため左の施策をなす。

- 1 普及員の技術向上に關する施設
- 2 中堅農家の技術向上に關する施設
- 3 各方面の技術者を動員するため必要な措置を講ずる。

九、木要網の実施につき必要な予算処置を講ずると共に肥料等の供給については農業団体に対し別途適切な措置を講ずる。

一九五一年度 産業課
農事二課スル書類ヨリ

◎食糧の配給

琉球軍政官府

日附：一九五〇年六月二十日

主題：食糧の配給

宛：琉球農林省総裁、食糧局長伊集氏

第一条 一九五〇年七月一日を以て食糧配給の業務を民営の卸業者及び小売業者に移管するよう貴官に指示せらる。これらの卸小売業者は一九四八年十月二十六日附軍政府特別布告第三十三号に準じ管轄地区民政府に依つて企業免許を与へられねばならない。同様に之等の卸小売業者は琉球農林省食糧局に依つて作つた者は違法である。

b 如何なる人商會代理機關又は商會に売る事は違法である。

二 刑罰

本経済命令の条令に違反する個人商會代理機關又は会社は、如何なる者と雖も特別軍事法廷の指令に従い、処罰される。

三 推定

a 本経済命令の条令、違反行為に対する裁判に於ては下記の如く推定す。

- (1) 如何なる人商會代理機關又は会社と雖もそれが一のa項に規定しある様に列島から如何なる種類の食糧でも輸送又は輸送の因をなす者にして法行使機關の要求於て前記移動に対する当本部からの認可書を提示しない場合は本令の条項違反をなしたと推定し被告は此の推定に対する反対の証拠を挙げる責任を負はねばならない。
- (2) 一のa項に記載しある様に如何なる家畜又は家禽でもそれが輸送されている場合は本令に謂う食糧を推定し被告はこの推定に対する反対証拠を挙げる責任を負わねばならない。

四 本経済命令は南部琉球の新聞紙上で少くとも一週間一回、引き続き三週間の期間中公告され且同期間中各市町村掲示板に貼付けられねばならない。

南部琉球軍政府

前任将校 ネッサン・A・マクラム

一九五〇年

經濟部書類 文書課

◎食糧配給増加に關する件

宮古民政府

一九五〇年十二月十四日

食糧配給増加に關する件

て推薦され琉球軍政官府から認可されねばならぬ。

第二条 全琉球に二つの卸業者を置くこと云々貴官の推薦は本官府より承認されたその推薦の通り大島食糧会社は大島群島住民用の食糧の卸をなし沖繩食糧会社は沖繩群島、宮古、八重山群島住民用食糧の卸をなす。之等の会社は現存の在庫を引続き今後入荷される補給食糧は船腹渡しを以て受取るものとす。第三条 輸入補給食糧は軍より認可せられた小売価格の八十五パーセントの値段を以て卸業者へ売られる。

この小売価格と卸価格の開き十五パーセントは卸小売業者の配給業務諸経費及び利益をカバーするものとす。食糧の配給に依つて生ずる如何なる損失もこの十五パーセントに依つてカバーせられねばならぬ更に全食糧総量の二・五パーセント迄の損失は認められるがこれ以上の損失を生ずる場合輸入食糧を取扱う卸業者としての認可を撤回する結果を招くものとす。又食糧は卸業者に依つて小売業者まで渡されるのであるがこの受渡し終了後は小売業者には戸減乃至損失を生ずるべきでなく若し此の種の損失が生じる場合小売業者は輸入食糧を販売する認可を撤回される結果となるであらう。

ワイリヤム・H・シェーファー

歩兵大佐 琉球軍政官府主席

一九四七年三月以降

軍布告指令級 総務課

◎食糧価格表第三号

宛：琉球軍政本部

宛：琉球軍政本部内各部長、各軍政府及主席各民政府、知事各位

主題 食糧価格表第三号

宮古郡島政府知事殿

一 バイラス病並颱風に依る損害見積表並体積被害に要する。

食糧増配表を添付した一九五〇年十二月三日付の貴翰(MGG・経済発五五六号)並一九五〇年十一月二十五日付宮古市町村長からの陳情書を添付した食糧増配並種子用ジャガ芋購入申請に關する一九五〇年十二月四日附貴翰(MGG・総務部発五九九号)に對して当本部は全く同情を寄せるものである。

二 当本部は宮古農業連合會が申請した所の三〇〇、〇〇〇ポンドの種子用ジャガ芋の送付方を促進する様沖繩に對し電報並無線通話を以てお願いした。種子用ジャガ芋を便次第積出す事は間違いない。近期中宮古に入荷するものと思ふ。

これがバイラス病並颱風に依る被害を軽減する最も手近で差当りの手段である。若し此のジャガ芋を直ちに配給し植付ければ、その収穫時期即ち一九五一年四月頃には甘藷不足を救済する事が出来るものと思ふ。

此の種子用ジャガ芋が食物を販売する公衆施設に於て、料理用として使用されない様、凡ゆる手段を講じて貰い度い。此等のジャガ芋は植付用のみで、もし他の方面に使用した場合には公衆道徳に違反しそれに依つて処罰される。

三 十二月三日付貴翰の表第一、第二に示された統計に依ればたとしジャガ芋が数週間以内に入荷し、之を植付けたとしても未だ食糧難は解決出来ないと思ふ。然し乍ら第二表には一九五一年四月頃には於ける収穫に依る増額の事は記載されていないから本表に對しては更に検討を加えジャガ芋が入荷され配給され植付けられた後に対する改訂を加えて貰い度い。これは重要である。何となれば当本部は、もし貴政府が当本部の信頼し得る所の正確な数字を當

一 左記の食糧価格表は認定済みなるものにて従来の同類食糧額を無効となし、千九百五十年一月十日現在で施行する。

二 市町村売店食料品価格表

品目	単位	小売価格(円)
米	一ポンド	四・二〇
小麦粉	一ポンド	四・〇〇
大豆	一ポンド	四・〇〇
乾燥豆	一ポンド	三・九〇
乾燥ビント豆	一ポンド	三・九〇
乾燥ライマ豆	一ポンド	三・九〇
乾燥豌豆	一ポンド	三・九〇
椰子油	一ガロン	五〇・〇〇
大豆油	一ガロン	五〇・〇〇
ラード	一ポンド	六・九〇
脱脂乾燥牛乳	一ポンド	三・八〇
砂糖	一ポンド	四・二〇

以上は琉球軍政官の命に依り発布する。

琉球軍政副長官

米國陸軍准將

ハリー・ピート・シャーマン

一九五〇年

補給部書類 文書課

◎経済命令第七号

南部琉球軍政府本部

一九四八年二月十二日

経済命令第七号

一 禁止令

a 本日附を以て如何なる人商會代理機關又は会社と雖も予め当本部から許可証を得ずして販売の目的を以て如何なる食糧と雖も此れを南部琉球列島間又は南部琉球外の地域へ輸送し又は輸送する因

本部に提出して貰えば災害時に対する食糧の追加申請をなす積りであるからである。本島内の何人もその如何ともする事の出来ない様な条件下に於て飢餓に曝されない様にする事は当本部の責任であると同時に貴下の責任である。

バイラスの被害はよく制圧されているか、又はもつと早く当本部に報告する事が出来たのではないかと思ふ。然し乍ら食糧がかくもひどく災害を蒙つた以上当本部としては台風被害と同様だと考へる。別表2を更に周到に研究しなければならぬ理由は備考3に追加食糧は大人一人につき四斤の芋は唯単に重労働を毎日する男に對し適量であつて、それ以外の者に取つては過量である故に此の量は、男婦人子供平均の標準以上である。

四 必要追加食糧の最も正確な見積に對する他の理由は次の通り

a 食糧天然資源部長Z A ブラウン氏並本官府

ギャーレン氏が一九五〇年十一月十七日に沖繩食糧会社の池村氏と会談した際、池村氏は甘藷に対する被害を減少する所の食糧の追加の一月、二月、三月分はすでに申請済みである旨述べた。この追加食糧は無償ではなく食糧配給カードに依る食糧配給を受ける資格のある人が、代金を支払はなければならぬ。それ故下記事項に依り一月以後後急の場合の月に追加食糧が幾ら要するかを示す様所見積高を記載して貰い度い。

その項目は左の通り。

1 代金支払を要するもの

2 無償配給の数量

購買能力ある者が無償配給を受けて生活する事を阻止する様これ等の見積を作成する場合には、特別の注意を払はなければならぬけれども軽率な決定を下して困難に陥る様な区別のつきにくい限界もあ

指達年月日	要 旨					備 考	
1952年2月5日	米の価格は外米、ビルマ、シヤム、台湾米の別にし、下記の通り決定した。					¥ 5.07 20%	
	品 目	単 価	単 価	卸 価	小売価		
	米	kg	19.80	21.60	22.14		
1952年5月13日	5月分より油は自由販売になる。(5月13日附)					1951年7月6日価格との変更	
	品 目	単 価	単 価	卸 価	小売価		
25%	米	kg	19.80	21.60	22.14	値上げ	¥ 4.07 28%
2%	メリケン粉	〃	16.80	18.73	19.31	値下げ	15.84 22%
3%	油	〃	51.86	57.82	59.61	値下げ	7.99 31%
3%	豆 類	〃	14.80	16.50	17.00		
3%	粉ミルク	〃	16.20	18.06	18.62		
1952年6月30日	品 目	単 価	民政府価格	卸 価	小売価	TK当り1.54値上げになったメリケン粉以外は5月13日附けと何等変りはない。	
3%	メリケン粉	kg	18.14	20.22	20.85		
1952年8月31日	1952年8月31日現在庫米2,145吨は次の現在価格で販売せられたし。						
2.5%	米	kg	19.80	21.60	22.14		
2.2%	建限会社と契約の5%、10%ブロークこのシヤム米と配給割当を完了するに丈の台湾米は次の価格で販売されたし。						
	米	kg	22.66	24.46	25.00	八重山該当なし	
1953年1月5日	品 目	単 価	単 価	卸 価	御小売		
	米	kg	24.16	25.96	26.50	2% 八重山該当なし	
1953年1月21日	メリケン粉	〃	18.14	20.22	廃 止		
1953年1月28日	ラード	〃	51.86	57.82	〃		
1953年4月2日	米	〃	23.66	25.46	26.00	2%	
1954年3月16日	米	〃	21.10	22.90	23.50	1954年4月1日より実施	

補給食糧配給基準

指達年月日	要 旨					備 考	
1950年7月5日	1950年7月1日以降有効基準量改訂について					△ミルクは未就学児童及開校中の児童に 給与	
	区 分	米	豆	油	ミルク		
	0~5才	5,500 ^g	2,000 ^g	150 ^g	1,300		
	6~17才	6,600	4,000	225			
	18以	6,865	4,270	280			
	妊 産	9,000	4,270	280	1,300	ミルク産前、産後三カ月間	
	軽 労	9,000	4,270	280			

◎価格基準量改訂表食糧係

依命ポーター大佐
執行官 J・T・コールマン
歩兵少佐 一九五〇年
経済文書課

五、改正見積を作成するに当っては甘藷病バイラス菌の完全な撲滅の手段を講じなければならない。この病気が植物の内部に発生するので蔓に噴霧し又は土壌を改良する事に依り此の病気を防退する事は不可能であると思う。当本部の指摘し得る方法としては唯発病地帯で少くとも一回の収穫期間中既知又は疑病植物及び甘藷の栽培又はバイラス菌に冒され易い他の作物を焼払い且つ健全で新しい甘藷の種子を選択する事のみである。宮古郡島内で充分に健全な甘藷種子がなければ貴下の見積りで他の群島から輸入する様手段を講じなければならない。

る。
b 一九五〇年十二月七日軍政府職員、群島政府並村官吏の多良間に於ける会合に於て飢餓を防ぐため十分な食糧を得る道は、豚総頭数五〇〇並山羊総頭数一〇〇〇を屠殺又は売る事であると述べられた。若し出来得れば家畜を減少して飢餓防止策に努めるべきである。

c 各訂正見積には人間に対する配給食糧の減額は通常家畜飼糧として行くためだと思料される。その家畜飼料に対する見積もしなければならぬ。

指達年月日	要 旨					備 考			
1951年2月28日	1951年3月分より実施					値上率			
	品 目	単 位	単 価	卸 価	小売価	米	90.00	21%	¥ 2.47
	米	kg	¥ 11.61	13.43	13.99	メリケン粉	120.00	51%	6.87
	メリケン粉	〃	16.80	19.43	20.24	油	90.00	84%	22.25
	油	〃	40.50	46.85	48.80	豆 類	90.00	89%	8.41
	豆 類	〃	14.85	17.17	17.89	ミルク	90.00	62%	5.38
	粉ミルク	〃	13.54	13.54	14.10				
1951年7月6日	1951年7月分より実施					1951年2月28日価格より値上りした。			
	品 目	単 価	単 価	卸 価	小売価	% 歩			
	米	kg	15.72	17.53	18.07	米	29%	4.08	
	メリケン粉	〃	16.80	18.73	19.31		3	0.93	
	油	〃	65.64	73.19	75.45	油	55	26.65	
	豆 類	〃	21.72	24.22	24.97	豆 類	40	7.03	
	粉ミルク	〃	16.20	18.06	18.62	粉ミルク	32	4.52	
1951年9月6日	台湾ホーライ米価格					\$120.00によるものにして以前価格より¥93銭3%値下りした。			
	品 目	単 価	単 価	卸 価	小売価				
	台湾米	kg	19.80	22.08	22.76	10.25%付廃止			
1951年10月25日	〃	〃	19.80	21.60	22.14				
1952年2月14日	大豆価格(2月12日附)値下げした。					51年7月6日附大豆価格より値下げした(¥24.97)80%値下げ差率			
	品 目	単 価	単 価	卸 価	小売価				
	大豆	kg	17.31	19.30	19.90				

51年3月7日 (3月分より実施する)	0~5	5,500	125	1,300	米の基準量、米の基準が変わったミルクは従来の産前、産後3カ月を改め妊娠最後の3カ月の妊婦に改定された。
	6~7	6,600	150		
	18以	6,800	150		
	妊	9,000	200	1,300	
	軽	9,000	200		
	重	11,200	250		
	超	13,725	300		
1 級	6,460	150			
2 〃	4,690	150			
3 〃	2,310	—			
4 〃	—	—			

指達年月日	要 旨				備 考
51年6月4日	6月分より実施する。				
	区 分	米	油	ミルク	
	0~5	5,100	125	1,300	米の基準量が変わった外変りとい。
	6~7	6,100	150		
	8以	6,300	150		
	妊	8,300	200	1,300	
	軽	8,300	200		
	重	10,300	250		
	超	12,600	300		
	1 級	5,900	150		
	2 〃	4,300	150		
	3 〃	2,100	—		
	4 〃	—	—		

51年11月27日	(11月27日附案指示)				
	0~5	5,800			① 12月分より農家にも米の配給を実施する。 ② 軽労働、妊婦を除き全面的に基準量改定
	6~7	6,900			
	8以	7,100			
	妊	8,300			
	軽	8,300			
	重	12,600			
	超	13,700			
	1 級	6,700			
	2 〃	4,900			
	3 〃	2,400			
	4 〃	800			

重 労	11,200	4,270	280
超 労	13,725	4,270	280
T B	13,725	7,775	1,130
1 級	6,540	1,330	240
2 〃	4,930	760	240
3 〃	2,610	—	—
4 〃	—	—	—

1950年11月1日	1950年11月1日以降有効					
	区 分	米	豆	油	ミルク	豆類の基準量が変わった外変りとい。
	0~5才	5,500	1,860	150	1,300	
	6~7才	6,600	3,570	225		
	18以	6,865	3,610	280		
	妊 産	9,000	3,610	280	1,300	
	軽 労	9,000	3,610	280		
	重 労	11,200	3,610	280		
	超 労	13,725	3,610	280		
	1 B	13,725	3,610	1,130		
	1 級	6,540	960	240		
	2 〃	4,930	470	240		
	3 〃	2,610	—	—		
	4 〃	—	—	—		

1951年3月29日	1951年3月7日より有効					
	粉ミルクは従来産前、産後3カ月のものが妊娠最後の3カ月以内の妊婦に改定さる。					

50年12月22日	区 分	米	油	ミルク	
	0~5	5,500	150	1,300	12月分より大豆は自由販売に与ったために基準量は廃止に与った。 (50年11月24日附)
	6~7	6,600	225		
	18以	6,865	280		
	妊 産	9,000	280	1,300	
	軽 労	9,000	280		
	重 労	11,200	280		
	超 労	13,725	280		
	1 級	6,540	240		
	2 〃	4,930	240		
	3 〃	2,610	—		
	4 〃	—	—		

食糧割当について

指達年月日	要旨	備考
1950年6月8日	南北琉球への食糧出荷に関する件 ① 50年6月分より毎月下記決定量を出荷する。 ② 新しい配給方法が適用される迄、適当の方法で配給する。 ③ 八重山割当決定量 米 45屯 豆類 5々 油 0.5々 粉ミルク 7々	
50年7月11日	公共団体及救済用の食糧代金徴収に関する注意 ① 食糧局又は支部が割当し、出荷伝票を作成し、責任者署名したる後、軍財政官の署名認可を求める。 ② 出荷伝票により食糧会社より現品を出荷する。 ③ 食糧会社は出荷したる後5通の受領書を荷受人より受ける。 ④ 会社は一通をとり、4通を食糧課に送付する。 ⑤ 食糧課は一部を取り、一通を軍食糧課に二通を貿易庁又は軍の指定する代金決済責任者に渡し、代金納入の証明とす。 ⑥ 会社はこの手続きに依り、現金を軍政府に納入したことにより会社勘定より差引される。 (ダーベンボート氏に願指示)	
50年11月24日	1950年11月9日附にして11月分以前の割当は未出庫食糧全部は油と大豆及特殊団体用の出庫を除いては取消さる。	割当停止命令(11月9日附)
51年1月4日	12月分より豆類自由販売とする。(50年11月24日附)	但し、加工再販売は禁止さる。
51年6月26日	50年11月9日附に指示された割当停止を廃止、51年6月分より配給開始さる。(7月19日附)	51年6月分より配給開始さる。
51年7月19日	大豆は加工業者にも販売認可さる。(7月19日) 卸業者より購入した場合は一卸価にて 小売業者より購入した場合は一小売価にて	
51年11月28日	11月27日附にて 812農家にも米の配給実施さる。	救済用米32屯割当
51年4月11日	黒島、波照間、鳩間、新城の四地区に対し特配米32屯割当さる。 学校給食ミルク廃止について	
51年8月25日	軍予算なきため学校後援会費等にて購入する様になった。	
51年10月4日	農家の児童及び妊婦にもミルク配給される予定	

八 企業

(一) 中小企業

◎ 企業免許

自由企業の開始

終戦当初食住用品の無償配給制度がとられていたことは前述の通りであるが、一九四六年五月になって有償配給制度になり、軍の経済政策要項及びそれに基く経済内令第二号により、沖縄における商業並びに配給機構は官公營となり、個人の企業というものは認められていなかった。混乱せる当時の事情からみて総ゆる面で統制施策を取られていたことは必然的なものであったが、一九四七年よりは民業も次第に勃興し、農産物、工業物が市場に現われはじめ、住民の生活意欲を反映して自然発生的に個人商業が擡頭して来たこともまた必然的な動きであった。こうなると次第に主食及び衣料品以外の生活用品の配給面、価格面における統制には破綻の兆が現われはじめ、一九四七年末頃になると統制撤廃の民論が圧倒的になって来た。ここにおいて軍政府もこれが対策を研究せざるを得なくなり、一九四八年琉球経済委員会が組織され、再三度におたる軍民経済会議が開かれ、その結果自由企業開始の運びにいたつたのである。

企業免許制の実施

かくて軍政府は一九四八年十月二十六日付自由企業に関する軍政府特別布告三三三号及び同日付企業免許に關する指令三九号を公布し、民政府においても同布告並びに指令に基づいて十二月十日付企業免許事務取扱規則並びに企業免許事務所規程をそれぞれ府令第七号並びに府令第八号をもって公布し、実施機関として当時の商工部内に中央免許事務所を設置せられ、ここに免許制実施の緒にいたつたのである。

事務処理の系統

事務処理の系統は、中央事務所の他に那覇、糸満、具志川、石川、名護、本部、大宜味の七カ町村に地方事務所を設け(一九四九年八月民政府那覇政府移転に伴い那覇地方事務所は中央事務所に合体)ここを通じて申請書の受付、免許証の交付、手数料の徴収並びに指導、調査等の業務を行わしめている。企業の種類によつては直接それぞれ指導監督の立場にある主務部課があり例えば宿屋、飲食店、料理屋等は警察部関係、浴場、理髪業、屠畜業は衛生部、鉄工業、木工業、窯業等は工業関係というようになってゐる。従つて企業申請者はそれぞれその担当部課に申請をなし、関係部課の審議を経て可否意見を附して中央企業免許事務所に廻付され、そこにおいて最終決定の上免許証が発行されることになつてゐる。

現況

中央免許事務所の機構組織を整備しながら実務の開始すなわち免許申請書の交付記載等を開始したのが一九四八年歳暮も迫つた二十五日であつた。明けて四九年一月二十日に免許第一号から第二十六号までの第一回の免許証の発行を見た。以来一九五〇年十月二十日現在までの一年九カ月間の免許総件数は一九、〇七〇件となつており、そのうち廃止した業者は一、八八〇件(一〇%)で現在総件数は一七、一九〇件、資本総額が四九三、九九八、二五七円で、そのうち件数の多い二、三の業種を挙げると、雜貨商の六、四七六件(総件数の三七・六七%)、資本額が七八、六九〇、七八六円(総資本の一五・九三%)、飲食店八四二件(四・九%)、資本額一七、一六七、三四六円(三・四八%)、理髪業六九七件(四・〇六%)、資本額が四、四三一、四〇〇円(〇・九%)、洋裁業六九五件(四・〇六%)、資本額一、九一三、〇九六円(二・六一%)、次に食料品商六八八件(四%)、資本額が三、五二四、

四〇〇円(〇・七一%)となつて一七一種にわたつてゐる。

件数を地区的にみた時、糸満地区が八、二九六件で四八%を占め、田井等地區一、九九七件で一二%、胡差地區一、九二九件で一一%、以下前原、知念、石川、辺土名、宜野座地區の順となり、いずれも一〇%足らずで、最低の宜野座地區は三二二件で二%となつてゐる。

事務所の経費については、指令三九号によつて、その手数料で賄うよう規定され、特別会計となつていて、当初指令に基づいて資本額の〇・五%の手数料を徴収していたが、その後二回の改正をみてゐる。この改正は企業が免許制になつて、漸く商取引が正規に活潑化するに伴う経済界各面特に商業面の変動、当時の在り方に即応する必要と、民政府財政事情及び軍政府よりの示唆によるもので、商業の発達を期する意図の下に料金の改正を職員は開設当時の七名より漸次事務内容と分量の増加に伴い中央地方事務所を合せて二十一名となり、今般の群島政府組織法による総務部移管の結果、新たに「免許課」として再出発して今日に至つてゐる。

(沖縄大観の)石川清秀之沖縄県庁商工部勤務前 群島政府商務課長)

◎ 飲料水営業取締条例

飲料水営業取締条例をここに公布する。

一九五一年五月二十一日

宮古群島条例第三十七号

宮古群島知事 西原雅一

飲料水営業取締条例

第一条 飲料水営業を営もうとする者は左記事項を具し知事に願出て免許鑑札を受けなければならない。

- 一 本籍、住所、氏名、生年月日
- 二 販売用水の水源地の位置構造設備及び水質検査
- 三 販売方法及運搬器具の構造設備
- 四 営業者及同居家族並に使用人の健康診断書
- 五 身元証明書

第二条 飲料水営業者は左の事項を遵守しなければならない。

- 一 貯水槽及運搬に用いる器具類は注水口及給水口共必ず蓋を用い昆虫汚穢物潮水、塵埃等混入せしめてはならない。
- 二 搬水用小桶は手指が直接水に浸らぬ様屈曲ある把柄を取付なければならない。
- 三 前第一号及第二号の貯水槽及運搬器並搬水用小桶は使用前知事の検印を受けたものでなければならぬ。
- 四 貯水槽及運搬器並搬水用小桶類は日々清潔にしなければならない。
- 五 貯水槽の位置は清潔な所を選び汚穢物溜滞或は道路から低い場所に据置いてはならぬ。
- 六 手指は常に爪を切り清潔に保持しなければならない。

第三条 水源地或は井戸は常に清潔にし汚水、汚泥、油類の流入しない様コンクリート張を以て施設し尚流水装置をなし覆蓋を設けなければならない。

第四条 飲料水は汲取後二四時間を経過したものを販売してはならない。

但し前項の時間内に於ても汚濁水不良水を販売してはならない。

第五条 営業中は免許鑑札を携帯しなければならない。

第六条 免許鑑札を貸借売買譲与してはならない。

第七条 免許鑑札面に異動を生じた時は再発行又は書換を願出なければならない。

- 一 客に供する飲食物用器具は一客毎に清潔なる湯又は水を清洗したものをを用いること但し箸は一客毎に更新又は煮沸すること。
- 二 飲食物の販売所製造所加工場調理場陳列場貯蔵場及飲食物用器具冷庫庫量運搬器具屋台車等は常に清潔にすること。
- 三 飲食物用器具の拭淨には清潔な白布を用い時々煮沸消毒をなすこと。
- 四 飲食物を取扱う者は常に手指を清潔にし爪を伸ばさないこと。
- 五 飲食物又は飲食物用器具を取扱う者は身体及被服を清潔にし且飲食物の調製加工中他の用件を使用した時は従事前更に同方法に依り手指の洗滌を為すこと。
- 六 飲食物又は飲食物用器具を取扱う者は身体及被服を清潔にし且飲食物の調製加工中他の用件を使用した時は従事前更に同方法に依り手指の洗滌を為すこと。
- 七 飲食物又は飲食物用器具を取扱う者は身体及被服を清潔にし且飲食物の調製加工中他の用件を使用した時は従事前更に同方法に依り手指の洗滌を為すこと。
- 八 炮煮洗滌剥皮等を要せずに食用に供する飲食物の販売取扱を為す時は清潔な箸匙杓子等適当な器具を使用すること。但し器具を使用し難いものは予め清水及石鹼を用い手指を洗滌すること。
- 九 炮煮洗滌剥皮等を要せずに食用に供する飲食物を被包する袋折、竹皮等の類は一度他の用途に使用したものを避け且清潔なものを用ひ新聞紙又は雑紙等を以て直接包まないこと。
- 十 炮煮洗滌剥皮等を要せずに食用に供する飲食物を直接容れる紙袋の類は呼吸で吹き開けないこと。

第六条 飲食物の製造場、加工場又は調理場の位置及構造は左の制限に従はねばならない。但し土地の状況又は営業の種類に依り之を斟酌することが出来る。

- 一 便所、下水溝、家畜舎、塵埃溜、汚水溜等の様な不潔な場所と適當の距離をもつこと。
- 二 他の場所と区画し採光換気の為適當な窓を設けること。

換を願出なければならない。

第八条 知事は第二条乃至第五条につき随時に衛生官吏をして検査せしめる事が出来る前項の場合衛生官吏は知事の定めたる衛生監視員の証を提示しなければならない。

第九条 知事は第二条第一号乃至第五号違反者に対し其の使用を禁止し第三条違反者に対しては期限を定めて改善を要求し或は使用を禁止する事が出来る。

第十条 第一条の許可を受けず営業をする者及第四条第六条に違反した者は営業を禁止し或は千円以下の罰金に処する第八条に基く知事の命令或は指示に従はない者

第五条違背者は営業を一時禁止する。

附則

第十一条 本条例は一九五一年五月二十一日から之を施行する。

第十二条 本条例施行前企業免許を受け飲料水営業をなす者は本条例に依り許可を受けた者と看做す。

第十三条 従前の業者で第一条第四号の健康診断書なき者は本条例施行後一週間以内に医師の健康診断書を提出しなければならない。

第十四条 明治二十二年一月二十二日沖繩県令甲第七号飲料水営業取締規則は之を廃止する。

宮古群島条例級 総務部

宮古群島知事 西原雅一

宮古群島条例第三号

飲食物営業取締条例

第一条 本条例に於て飲食物営業者とは営業として飲食物営業取締条例をここに公布する。

一九五一年五月二十一日

且塵埃昆虫類の浸入を防ぐ装置をなすこと。

三 天井を設け地盤及周囲は地盤から高さ三尺の個所迄厚板張又は「コンクリート」其の他の耐水材料を以て敷設し適當な排水設備を為すこと。

第七条 飲食物営業者は左の設備をしなければならない。

但し営業の種類により之を斟酌することがある。

一 飲食物の調製、貯蔵、陳列、販売又は運搬には塵埃昆虫及鼠族の浸入防止及汁皿の漏洩しない装置を為すこと。

二 防虫、防鼠の方法を講じた覆蓋ある容器を適當な場所に備へ飲食物又は其の原料の残滓物及廃物は之に入れておくこと。

三 製造、加工場、調理場には適當な個所に流水装置の手洗台を設け常に洗面器、石鹼、手洗ブラシ等を備へおき手指の洗滌に便ならしめ汚水は下水溝又は汚水溜へ流出する構造を為すこと。

四 製造場、加工場、調理場には痰壺を備へ捕蠅設備をなすこと。

第八条 食糧品、運搬器具及販売容器は前条第一号の装置をして使用前知事の捺印を受けたものでなければ使用すること出来ない。

第九条 飲食物の製造場、加工場又は調理場以外に於て飲食物の製造加工、調理を為すことは出来ない。但し臨時に飲食物の取扱を為す場合は予め知事の許可を受けねばならない。

第十条 知事は衛生上必要ありと認める時は飲食物の製造場、加工場、調理場、陳列場又は貯蔵場其の他の場所及井口機械器具、飲食物用器、運搬器等の改築修繕其の他必要の施設を命ずることが出来る。

第十一条 結核、癩病及性病其の他の伝染性疾患に罹患しある者又は同居家族従業員、使用人に此の種の罹患者ある場合飲食物営業をなすことは出来ない。

食物を販売し又は販売の目的を以て製造、加工若しくは調理する者を謂う。

第二条 本条例に依る飲食物営業者の範囲は料理屋、飲食店、旅館仕出屋其の他左の飲食物を取扱う営業者とする。

一 牛乳、山羊乳及乳製品

二 氷雪、氷菓子

三 菓子、パン、アメ、煎餅類

四 餅饅頭菓子其の他の類似品

五 蒲鉾其の他の類似品

六 鮎鱈蕎麦其の他の類似品

七 豆腐油揚其の他の類似品

八 味噌醬油漬物

九 甘酒汁粉雜煮おでん其の他の類似品

十 佃煮及其の加工品魚貝類

十一 其の他特に必要と認めるもの

第三条 前条各号の営業者で別に法令の定める場合を除いて企業免許を受ける者は左の事項を具し知事に願出なければならない企業免許を要しない程度の営業に於ても亦同様とする。

一 営業者の住所氏名生年月日

二 営業品目及施設

三 営業者及従業員並同居家族の健康診断書

第四条 飲食物営業者は腐敗変敗其の他衛生上危害を生ずる虞ある飲食物を販売し又は販売の目的を以て貯蔵陳列し若しくは之を原料として飲食物を製造加工調理する事は出来ない。

第五条 飲食物営業者は左の事項を遵守しなければならない。

一 飲食物営業者は知事の許可した場所或は方法又は指定販売所以外に於て飲食物販売をしてはならない。

二 営業上使用する水は飲料に適するものを用いること。

但し同居家族、従業員、使用人については所定の隔離しない時は此の限りでない。

第十二条 第十一条の疾患を有する者は飲食物用器具の取扱を為し又は為さしめ、若しくは飲食物の製造場、加工場又は調理場、販売場に立入り又は立入りしめてはならない。

第十三条 知事は必要に応じ飲食物営業者及其の使用する従業員又は同居家族使用人の健康診断を実施し或は医師を指定して診断書の提出を命ずることが出来る。

前項の健康診断を実施した場合は身体検査証を提示しなければならない。

第十四条 飲食物営業者又は従業員は衛生官吏若しくは警察官の需ある場合身体検査証を提示しなければならない。

第十五条 知事は衛生官吏をして定期又は随時に飲食物営業者の営業状態を検査せしめることが出来る。前項の場合、衛生官吏は知事に於て定める証標を携帯しなければならない。

第十六条 定期検査の結果は採点により其の成績を店頭に掲示する採点の方法及成績標示の方法は知事に於て之を定めることができる。

第十七条 知事は第四条又は第五条第一号乃至第五号及第七号乃至第九号第七号第一号の規定の違反に付ては明治三十三年二月法律第十五号第一条の処分を行ひ其の執行に關しては同法第二条に依る職権を行ふ。

第十八条 第三条乃至第五条及第八条乃至第九条並第十一号の規定に違反し若しくは第十号又は第十三号の規定に基いて発する命令に違反し或は第十五条の検査を拒み又は第十六条の成績表を故意に汚損し又は剝脱した時は一千円以下の罰金又は拘留に処す

る。

第十九条 飲食物業者未成年者又は禁治産者の時は本条例の罰則は法定代理人に之を通用する。但し営業に關し成年者と同一の能力ある未成年者に在つては此の限りでない。

飲食物業者は其の代理人戸主、家族、同居人、雇人、其の他の従業者で其の職務に關し本条例又は本条例に基いて発する命令に違反した時は自己の指揮に出でざるの理由で処罰を免れることは出来ない。

法人の代表者又は其の他の従業者法人の義務に關し本条例に基いて発する命令に違反した場合に於ては本条例の罰則は法人の代表者に之を通用する。

附則

第二十条 本条例は一九五一年五月二十一日から之を施行する。

第二十一条 昭和十七年五月二十五日沖繩県令第三十三号飲食物業者取締規則及一九四八年五月六日宮古民政府令第九号飲食物販賣業者身体検査規則並一九四九年八月二十二日宮古民政府令第九号飲食物嗜好品製造販賣業者取締規則は之を廃止する。

宮古群島条例級 総務部

◎外資の導入等における手数料の徴収に關する立法

一九五五年一月八日立法第六八号
立法院の議決した外資導入等における手数料の徴収に關する立法に署名し、ここに公布する。

外資の導入等における手数料の徴収に關する立法

立法

(總務)

第一条 琉球列島における外国人の投資(一九五八年

ない。書記は、常勤とする。書記は、審議会の議決に際して投票権を附与されない。

第九条 審議会は、次の職務をつかさどらなければならない。

- 1 琉球列島における外資投下に関する照会、外資投下免許申請及びびさきに発行され実施中の外資投下免許証の変更申請を受理し、審査すること。
- 2 免許申請又は実施中の免許証の変更申請に対する処置について、それぞれ公正な審議の後、琉球政府行政主席を通じて、民政官に勧告書を提示すること。
- 3 前号に基いて提示する各勧告書の同部として添附すべき、行政主席の署名を得るために必要な認可書及び免許書又は却下書を起草すること。
- 4 外資投下に関する照会その他の書簡に対する回答を作成し送付すること。
- 5 主官文書つづりを作成して、受領文章その他審議会の責任に属する文書のすべてを保管すること。
- 6 審議会の経験に基いて、賢明で適当と思われる外資投下に関する政府又は手続きの変更勧告書を、行政主席を通じて民政官に提出すること。
- 7 その他民政官が指示する任務を遂行すること。

第十条 審議会は、諮問機関であつて、執行機関ではない。審議会の処置は民政府布令第九十号の規定及びこれに附随する民政副長官又は民政官の発するその他の指示に従わなければならない。

第二章 外資導入合同審議会の運営手続

第十一条 削除

第十二条 各会議における審議事項は、議長が準備しなければならない。ただし、審議会の多数決によつて、審議事項を変更することができる。

第十三条 外国からの照会、申請及び要請は實際的

高等弁務官布令第十一号)に基いて、琉球列島米国民政府の管轄下にある領域内で外国の会社、個人又はその他の団体が事業活動を開始し、事業へ投資し、又は財産を取得する場合(以下「投資の導入」という。)における免許若しくは許可の申請、免許証若しくは許可証の交付又は免許若しくは許可条件の変更の場合、この立法に基いて手数料を納付しなければならない。

(手数料の額)

第二条 外資の導入に關する免許若しくは許可の申請、免許証若しくは許可証の交付又は免許若しくは許可条件の変更の場合に納める手数料の額は、五十ドルをこえない範囲内において規則で定める。

(手数料の納付)

第三条 前条に規定する手数料は、収入印紙をもつて納めなければならない。

(手数料の非還付性)

第四条 この立法の定めるところによつてすでに納めた手数料は、申請の取下げ及び却下又は免許証若しくは許可証の返還及び取消その他の事由の如何にかかわらず、これを還付しない。

附則

この立法は、一九五五年十一月一日から施行する。

附則(一九五九年二月十日立法第九号)

この立法は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、一九五八年九月十六日から適用する。

◎外資導入合同審議会の組織及び職務並びに運営手続

一九五二年十二月二十九日

米国民政府指令第二〇号)

ある限り先着順に検討しなければならない。各申請の比較的重要なものについては、当然考慮を払わなければならない。

第十四条 会議のはじめに、議長は書記に命じて前回の会議以来発送し、及び受領した文書をすべて報告させなければならない。

第十五条 審議会は、新着の書簡が審議会の職務に属するものであるか否かを決定し、管轄外であると決定した書類の処置について書記に指示しなければならない。

第十六条 外資投下に関する照会は、最終的な申請として取扱つてはならない。回答には、できるならば、照会中に要請された資料を記載し、常に高等弁務官布令第十一号の写しを添付しなければならない。その回答には、許可されるか否かについて言及してはならない。

第十七条 申請の審議期間中に、資料の追加を要するものと決定した場合は、審議会は、文書で要請し、又は審議会の会議において口頭陳述を許可することができる。

第十八条 免許証要請者及び他の団体からの審議に列席して意見を開陳したいとの要求は、当該問題が審議中であるか、又は他の認容すべき事情がある場合は、許可することができる。

第十九条 審議会は、必要と認められた場合、民政府、琉球政府若しくは外部機関に対して、文書により、又は会議における口頭陳述によつて助言及び援助を要請することができる。

第二十条 審議会は、各申請に対して、その琉球経済に及ぼすべき総合的、恒久的影響と考慮して、確信的態度をもつて臨まなければならない。当初の申請が受理しがたいものであつても、その申請から何らかの意義ある純益を見出して価値ある外資投下にす

外資導入合同審議会の組織及び職務並びに運営手続

〔目次〕

- 第一章 外資導入合同審議会の組織及び職務
- 〔一条—一〇条〕
- 第二章 外資導入合同審議会の運送手続
- 〔一条—二八条〕
- 第三章 琉球政府の処置
- 〔二九条—三〇条〕
- 第四章 施行期日
- 〔三一条〕

第一章 外資導入合同審議会の組織及び職務

第一条 外資導入合同審議会(以下「審議会」という。)は、民政官が任命する五名の審議員を以つて構成する。審議員の内三名は、琉球政府行政主席の任命による琉球政府職員とし、他の二名は、民政官の任命による民政府職員とする。

第二条 任命権者は、前条の規定に従つて、審議員の一人若しくはそれ以上の者を任命替えし、または正規審議員が欠席した場合にはその代理者を指定することができる。

第三条 各審議員(又は代理者)は、審議会においてなされるすべての議決に対して、一票の投票権を附与されるものとする。

第四条 四名の審議員(又は代理者)をもつて投票の定数とする。

第五条 審議会の議決は、すべて多数決(三票以上)によらなければならない。

第六条 第一回の会議において、審議会は、琉球政府審議員三名の中から議長を選出しなければならない。

第七条 議長は、審議会の多数決によつて、他の琉球政府審議員と交代させることができる。

第八条 琉球政府行政主席は、琉球政府職員の中から審議会に英会話のできる書記を任命しなければならない。

るために、あらゆる手段が講じられなければならない。免許申請却下の文書には、却下理由を明確完全に記載しなければならない。

当該事業が受理できるように申請され得ると判断した場合は、申請者に対し、引き続き折衝し得る旨を文章に指示しなければならない。

第二十一条 審議会は、免許証の発行を勧告する前に高等弁務官布令第十一号の規定に基いて、琉球民間企業者が当該事業を十分な規模をもつて運営し、且つ適切な方法によつて当該免許証を外人申請者に発行することによつて琉球経済に予期される利益を獲得すべき能力と意欲がないとすることを確かめる必要な処置を取らなければならない。琉球民間企業者の当該利益をもちたらず能力及び必要な時期と方法によつて適当な活動をなすべき可能性は、論理的に且つ公正に評価されなければならない。

第二十二条 免許証の起案に際しては、充分に慎重を期さなければならない。免許証案の各条項は、すべて審議会の議決に基くものでなければならない。免許証には、申請者の最後の要求及び琉球政府によつて許可執行することのできる限界をこえて、申請者の有利になるような条項を記載してはならない。免許証案には申請者に許可すべき事業について明確に記載しなければならない。

第二十三条 免許証案を含むすべての書簡は、審議会で作成された一名若しくはそれ以上の審議員によつて作成しなければならない。外資投下免許申請書に対する免許証添附の認可文書案及び却下文書案は、琉球政府行政の署名を得るために正本及び五部の写しを作成し、内一部ずつ審議会文書つづり用、琉球政府文書つづり用及び民政府庶務課文書つづり用とし、二部を民政府閲覧文書つづり用とする。各文書案に

は、行政主席及び民政官の参考資料に供するために、申請書その他の関係文書の写しを一部添付しなければならぬ。

第二十四条 免許を受けた者から、先に許可されて実施中である免許証の変更申請があるときは、新規免許申請の場合の規定に従って取り扱わなければならない。

第二十五条 議長は、行政主席及び民政官の参考資料に供するため書記に命じて会議毎に概況報告書をつくらなければならない。この報告書には、前回の報告以後に琉球政府及び民政官以外から受領した照会、申請書及び要請とも列記し、条件ごとに、差出人の住所氏名と文書の内容の概要を示めなければならない。琉球政府及び民政官から要求があれば追加資料を提供しなければならない。審議会の審議員又は書記は、審議会の処置が取られるまで、審議会の活動又は論議に関して声明を発し、又はいかなる公表もしてはならない。審議員は、いかなる場合にも申請又は免許についての処置に対する審議会の勧告又は勧告案について、琉球政府及び民政官の認可ある者以外に知らせなければならない。

第二十六条 罰 除
第二十七条 審議会は、主管文書をつくり、政府及び琉球政府の関係機関と協力して、書簡の受領、発送及びその経路に関して適切な組織を定めなければならない。審議会が発送し受領した文書の写し一部は、審議会の主管文書をつくり保管しなければならない。
第二十八条 各条に特に定められた外、書記は、次の職務を遂行しなければならない。
一 審議会の文書をつくり取り扱い、且つ前条に定められた手続に従って書簡の受領、記録、つづりこみ及び発送の責任を負うこと。

二 会議の都度、その審議事項、時刻、場合について全議員に随時通知すること。
三 新着の書簡を受領後四十八時間以内に議長に通知すること。
四 会議の都度、この新着文書に関するつづり及び審議事項の議題に関するつづりを提供すること。
五 外資投下免許申請に対する認可（及び免許）書の案及び却下書案は、すべてその発送前に審議会の全審議員が検討し得る機会を必ず与えなければならない。
六 その他議長の定める職務を遂行すること。

第三章 琉球政府の処置
第二十九条 外資投下免許申請に対する処置についての審議会の各勧告に対する行政主席の決裁文書は、審議会から受領した文書に添付して、民政官に提出しなければならない。行政主席は民政官の文書による承認があるまでは、申請者に対してこの免許案又は文書案に署名してはならない。

第三十条 高等弁務官布令第十一号の規定に基く琉球列島における全ての外資投下及び事業活動の管理監督の責任は琉球政府が負い、審議会は負わない。
第四章 施行期日
第三十一条 この指令は、一九五三年一月一日から施行する。

この改正は合衆国ドル通貨が琉球列島における法定通貨として宣言される最初の日から効力を発する。

(二) 組 合

◎石垣産業組合
一九五〇年三月二十日
石垣産業組合
仮清算人 喜舎場 永 均

柴 田 米 三

から一九五一年一月二十三日附
保証責任石垣信用販賣利用組合（以下産業組合と称す）監事牧志宗得外二名によつてなされた組合総会招集の手続は法令の規定に違背せりと理由により産業組合法（以下法と称す）第六十条に依り総会招集取消処分申請がありましたので之を審理しました所監事牧志宗得外二名によつてなされた石垣産業組合総会招集の手続は法令に違背し産業組合法第三十四条の二の規定に該当しないと認めますから左記理由に依り同法第六十条第一項に依り之を取消しますから可然御措置相成るやう通知す。

一九五一年一月二十三日付保証責任石垣信用販賣利用組合（以下産業組合と称す）監事牧志宗得、全石垣朝英、全新本当行より発せられた保証責任石垣信用販賣購買、利用組合総会招集の手続は法令に違背し産業組合法第三十四条の二の規定に該当しないから同法第六十条第一項により之を取消す

理由
(1) 一九五一年一月二十三日付を以て、産業組合監事牧志宗得外二名により一月二十八日招集予定の産業組合総会は総会関係通知状に記入してある通り産業組合法第三十四条の二の規定に基いてなされたものであるということを示してある。
(2) 然るに産業組合法第三十四条の二により監事が総会を招集し得る。
(1) 理事が欠けたるとき。
(2) 理事が産業組合法第二十三条の規定による請求ありたる日より二週間以内に正当の事由なくして総会招集の手続をとらなかつたときに限られる。
(3) ところが産業組合法第七十条によれば清算人は其の職務の範囲内に於て理事と同一の権利義務を有するにつき、産業組合の清算人柴田米三外六名は其の

同 金城 永明
監 事 石垣 朝英
前組合長 富川 盛賢
組合員 大浜 信賢

南部琉球軍政府
八重山列島軍政官殿
陳 情 書

一 石垣産業組合清算事務ニ関シ、軍政官ハ松島判事ニ対シ組合ヲ八重山ノ法律ニ基キ管理セヨトノ命令ガアッタトノコトナルカ松島判事ハ一九四九年二月二十日組合事務所ヲ封印シタ仮清算人ハ軍政官ガ松島判事ニ為シタ命令ニ関シ今日マデ其筋ヨリ通知ヲ受ケテ居リマセン
二 封印ノタメ職務執行スヘキ仮清算人ハ職務ニ従事スルコトガ出来ナイ
判事ハ自ラ裁判ヲナシ仮清算人ヲ任命シナカラ職務ノ執レナイ様ニ事務所ヲ封印シタルハ不合理テアル

三 仮清算人ハ封印ノタメ職務ヲ執レナイノテ一九四九年二月末頃南部琉球軍政府首席軍政官ニ対シ職務執行停止シ差支ナキヤ否ヲ伺出テタルモ今日マテ其回答ガナイ
四 石垣産業組合は民間事業デアルノニ松島判事ハ八重山法律ニナイ封印ヲ為シタコトハ不法行為テアル
五 封印ノタメ一年二月ニ亘ル損害ハ金三十万円程ニ上リ日々増加シツツアリ例ハハ
イ 売却スヘキ建物ノ物価下落ニ伴フ損害
ロ 屋賃ノ取立
ハ キカイ賃料ノ取立
ニ 貸金ノ取立
ホ 組合員貯金ノ支払
ヘ 借入金ノ支払
等ノ如シ其損害參拾万円ニ対シテハ松島判事弁償

職務の範囲内にあつて全組合の理事たるの権利義務を有するものである。よつて如上の事実により全組合にあつて監事が第三十四条の二の第一項により総会の招集をなすことは出来ない。
(4) 産業組合法第三十四条の二の第二項により監事が総会を招集することの出来るのは全法第二十三条による総会の請求が書面を以て預め理事に対して提出され、然もその日より二週間内に正当な事由なくして理事が総会招集の手続をふまない場合にのみ限られてゐる然るに産業組合の総会請求代理人富川盛賢は清算人よりの申立の通り理事柴田米三外六名に総会請求をなしたる事実はない。
よつて如上の事実により該組合にあつて監事が産業組合法第三十四条の二の第二項により総会を招集することは出来ない。
第六十条監督官庁は何時にても理事又は清算人をして組合の事業財産又は清算事務に関する報告をなさせしめ組合の事業財産又は、清算事務の状況を検査し其の他監督上必要な命令又は処分をなすことを得、
監督官庁は組合清算の場合に於て必要と認むるときは組合に対し其の財産の供託を命ずることを得、
理事の缺けたるため損害を生ずる慮ある時は地方長官は仮に理事を選任することを得

石垣産業組合 電報 綴 官 房
一九五一年一月二十五日
知事名
石垣産業組合清算人代表 柴 田 米 三
監 事 牧 志 宗 得 外 二 名
總會招集手続取消の件
本日二十四日附石垣産業組合清算人代表
経第一〇四号

◎組合の定款について

(軍より受領せる文書)
沖繩民政官府
一九五一年三月五日
副官軍務団大尉ルウィス・ピーオーア

組合の定款について

一、現在組織されている各種の産業組合は旧沖繩民政
府時代に軍政府が諸資材の配給を為す上に便利なも
のとして組織され特許されたものであり、又之等組
合の組織を個人企業体に変更するか又は組合を清算
して解散するかして貰いたい。

二、琉球列島に於ける商工業の独占権廃止に關する
各群島政府への指令である琉球列島米国民政府指令
第二号を参照して貰いたい。

三、前記の指令に基き、沖繩群島に於いては出来るた
け早く旧沖繩民政府時代の定款を廃棄して新しい定
款を作製し沖繩群島政府の認可をうける事。

右の定款とは沖繩群島内の組合のみに適用する定
款のことであつて全琉にまたがる組合の定款はこの
中には含まれない。

四、現在の各組合の独占権又は優先権に關する事項を
削除して新定款を作製し、おそくとも一九五一年四
月一日迄には沖繩民政官府に提出してその認可をう
けること。

認可になつたら貴官は新しい定款を公布してよろ
しい。当日迄に新定款の提出がなかつた場合は旧定
款は無効とする。

現行の定款を改正したり又は修正したりするた
けで提出する事のないように又、現行の定款は
すべて無効となり廃却する旨を公表する事

五、組合がその組織を個人企業体に変更すると決定し
たならば現行の定款を群島に提出して、その旨を民
政官に文書で報告して貰いたい。
右、民政官の命により通牒する。

◎琉球協同組合法

米国民政府布令第四五号

(一九五二・五・一四)
改正一号 (一九五二・一・二二)

琉球協同組合法

第一章 総則

第一条 この法律は、琉球列島における協同組合並
にその連合会の合法的設立及び規制をはかるを以つ
て目的とする。

第二条 協同組合は、左の各号に掲げる条件を備えな
ければならない。

一、一定の地域において職業上、結合上又は住居上
共通の紐帯を有する個人の団体又は団体の団体で
定款の認可を受けたるものとする。

二、組合員は、文書による同意により組合に自由
に加入し、またそれから自由に脱退し得るものとす
る。

三、組合員は、出費の如何にかゝらず、一個の議決
権及び組合における選挙権を有するものとする。

四、利益は、組合員の事業分量に応じて分配される
ものとする。

五、組合は、その組合員に奉仕するために運営され
るものとする。

第三条 協同組合又は信用協同組合の語は、本法によ
り設立されたすべての協同組合又はその連合会の名
称中に用いなければならない。本法により設立され
た協同組合又はその連合会以外の者又は団体又はそ
の公式の名称中にこの語を用いてはならない。信用
協同組合とは、貸付を主要目的とする協同組合であ
る。

第四条 協同組合又は協同組合連合会は、本法により
設立されたとき法人となる。

第五条 信用協同組合がその事業遂行上保有する動
産、不動産についての場合を除く外、信用協同組合
には課税されないものとする。但しその準備金及び
未配当利益の合計がその払込済にして且つ良好な出
資金の四分の一を超えるときは、その超過分は法人
と同様に課税されるものとする。

第六条 協同組合又は連合会の住所は、その主たる事
務所の所在地にあるものとする。

第七条 協同組合又はその連合会は左の事業の全部又
は一部を行うことができる。

一、出資金又は出資としての預金若しくは負担金を
受け入れ、且つ、領収報告をなすこと及び組合の
目的のためにその資金を利用又は再投資するこ
と。

二、組合員及び他の信用協同組合に対し貸付を為す
こと。

三、組合員の事業又は生活の必要な物資を供給す
ること。

四、共同施設を利用させること。

五、器具及び設備の協同的所有と使用により労働の
能率と分配を促進すること。

六、組合員の生産する物資を加工運搬貯蔵及び販売
をなすこと。

七、農業山林工業に關する施設

八、組合員の災害又は損失の共済に關する施設

九、組合員の生活及び文化の改善に關する施設

十、農業技術及び協同組合に關する組合員の知識の
向上をはかる為の教育並びに組合員に対する一般
的情報の提出に關する施設

十一、前各号の目的を達成する為に必要なその他の
附帯事業をなすことこれには借入を為すことも含ま
れる。

第八条 協同組合は、定款の定めるところにより組合
員以外の者にその施設を利用することができる。
但し、その事業の利用分量の総額は、当該事業年度
における組合の事業分量の総額の五分の一をこえて
はならない。

第九条 第七号第一項第一号及び第二号の事業を併せ
行う協同組合は信用協同組合として、設立されたも
のに限られ、且つ、それに直接附帯する事業の外他
の事業を行つてはならない。

第十条 協同組合の組合員たる資格は、定款によつて
定められるものとする。但し、如何なる場合にも本
法第二条に適合するものとする。協同組合連合会会
員の資格は左に掲げる者の中から定款によつて定め
られるものとする。

一、本法により設立された協同組合、
二、他の法律、指令又は布令によつて設立された協
同組織体で組合の行う事業を行うもの

第十一条 協同組合は、定款の定めるところにより組
合員に出資させることができる。但し、左の各号の
規定に従う場合に限る。

一、組合員に出資をさせる組合(以下出資組合とい
う)の組合員は、出資一口以上を有しなければなら
ない。出資一口の金額は均一でなければならない。
二、一組合員の有し得る出資の最大口数は定款に定
めることができる。また總會或は理事会において
時に応じて定めることができる。但し、総口数の
四分の一をこえてはならない。

三、出資組合の組合員の責任は、その出資額に限
られるものとする。組合員は、出資の払込につい
て相殺を以つて出資組合に對抗することができな
い。協同組合連合会の一會員が所有し得る出資の
最大口数は、定款に規定することができる。但
し、総口数の二分の一をこえてはならない。

第十二条 非出資組合員は、定款の定めるところによ
り組合員に経費を賦課することができる。組合員は
前項の経費の支払について相殺を以て組合に對抗す
ることができない。

第十三条 協同組合は、定款により組合員に三年をこ
えない期間内にわたつて組合と契約することを要求
することができる。契約においては組合員は、組合
の施設を利用し、その生産物の全部又は一部を組合
に又は組合を通じて売り(又は)且つ、その物資の
全部又は一部を組合から或は組合の施設を通じて買
うことを同意する。若し組合員が組合に販売を契約
するならば、組合とその組合員との関係はある種の
目的については代理人の關係であり得ることが事実
であつても、この事実が契約の目的たる生産物の絶
對的専一的所有権が組合員から組合に移ることを妨

げるものではない。
この所有権は、引渡しと同時に又は契約に定められ
た時に組合に移るものとする。若し契約の期間が一
年をこえる時は定款及びこれにより締結される契約
中に、組合員は組合が規定する通告を組合になすこ
とにより契約より退くことができるよう第一年を除
き各年度毎に二十日を下らない適当な期間を定める
ものとする。このような契約脱退規定がないときは
は、組合員は一年を経過した後は何時でも契約から
退くことができる。
第十四条 第十三条による契約中には罰金としてでは
なく清算上の損害として、組合の施設の使用又は生
産物の販売引渡し取扱に又は保管につき契約の条項
に違反したときは組合員が組合に対し支払うべき違
約金を予め定めることができる。又契約中には、契
約を違反する組合員は保証金利子及び組合が勝訴の
場合は裁判所の決める裁判費用等を含むすべての経
費を払ふものとする規定することができる。
第十五条 管轄権を有する裁判所は組合の申立により
組合員の第十三条及び第十四条による契約違反を防
ぐ裁判所命を發行し、且つ、その執行を命令するこ
とができる。かかる処置の手續中及び違反未遂を示
す証拠ある申立があり、且つ裁判所の認可する金額
と形式の保証金の提出がある時は、臨時命令を出す
か又は前以て其の組合員に対し命令を發することが
できる。
第十六条 組合は、第十三条、第十四条及び第十五条
に規定された契約の公認された写を便宜により組合
の主たる又は従たる事務所の村役所に登録すること
ができる。若し組合が村における一人以上の組合員
と一定の契約があるならば、契約原本の写しを登録
する代りに左に附屬する組合長或は専務理事或は参
事を登録することができる。

A、生物産を生産する組合員と結んだ一定の契約の原本。

B、契約を履行する組合員の氏名及び若し契約原本に記述されているならば生産或は生産される土地の記録。

組合は、爾後時宜に於じ、一定の契約の写しに明示することなく、この記録された写しについて生産物を生産する組合員のリストを含む宣誓書を登録することができる。このリストは、更生し、補足したりすることができる。この条項によるすべての宣誓書は、大体においてこの条項の規定に従って登録すべきことを明示するべきである。

契約の宣誓書を提出すべき登記所主任官は、契約や宣誓書を登録し、それに裏書きし、記録し、抵当の場合に法律によって普通の要求されるのと同じ方法でそれに記入しなければならない。

登記所は契約署名人の氏名のある便利な索引を公衆の閲覧に供されるため利用せしめなければならない。そして文書を記録したのと同じ費用を文書を提出した個人或は組合から徴収することができる。

契約や宣誓の登録は、すべて購売人、債務引受人、債権者及び生産に關して組合員と取引するすべての人に對し組合の資格についての注意或は契約において引受ける生産に對する権利を構成する。如何なる種類の資格権利も組合を通じて以外に或は同意を得又は組合の権利に服することなしに得ることはできない。

組合は財産を現に持っている購売人、債務引受人、債権者から個人的財産の返還に關する適切な方法によつてかかる財産の所有権を取返すことが出来又は返還要求することができる。そして損害に對しては法によつて賠償することができる。

第十七条 組合員は死亡、失格又は除名により組合員

でなくなる。組合員は、誤つて組合に加入したことが分つた時は失格するものとする。

左の条件の二が起つた時は總會の決議により組合員を除名することができる。但し、かかる処置を通知し又弁明する機会を与えられていなかった時は除名は効力を生じない。

一、組合員が適当な期間組合の施設を利用しなかつたとき。

二、組合員が出資の払込及び賦課経費の負担等の義務の遂行を継続的に怠つたとき。

三、組合の組合員たることに關する合法的規則を犯したとき。

第十八条 出資組合の組合員でなくなった者は、死亡の場合を除いて定款の定める所に依りその持分の全部又は一部の払戻を要求することができる。持分の価格は該組合の純財産に於て定められるものとする。が額面高をこえてはならない。

第十九条 組合の債務がその財産で支払えない時は、組合員でなくなったものに対し損失が起つたときに組合員であつた者に対しては、平等に割当てられた損失額の払戻を要求することができる。

第二十条 前二条の規定による請求権は、組合員でなくなった日から又は責任債務が確定した日から一年間これを行使しないときは時効によつて消滅する。

第二十一条 脱退した組合員が出資組合に對する債務を完済するまでその持分の払戻しを停止することができる。

第四章 管理

第二十二条 協同組合又は連合会の定款には左の事項を記載しなければならない。但し、非出資組合は、六、八、九の各号を記載しなくともよい。

一、組合正式の名称
二、組合事務所の位置及び宛名

第三十四条 左の事項は總會により定められるものとする。
一、定款の改正
二、規約の制定、改正及び廃止
三、理事監事の選挙、組合員の除名
四、経費又は損失の賦課の必要性金額及び方法
五、剰余金の分配
六、解散又は合併

第三十五条 本法、定款及び規約に別に定められた場合を除き、總會の決議は、出席組合員の議決権の過半数による。議長は、組合員として總會の議決に加わる権利を有する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第三十六条 左の事項は、総組合員の半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
一、定款又は規約改正
二、解散又は合併
三、組合員の除名

第三十七条 總會が組合と特定の組合員との問題を審議する際は、その組合員は議決権を有しない。

第三十八条 連合会においては、定款の定めるところにより組合員を代理することを文書により認められた総大会をおくことができる。

第三十九条 出資組合又はその連合会が決議によりその出費一口の金額を減少したときは該組合は、決議のあつた日から二週間以内に純価格を示す財産目録及び貸借対照表を作成するものとする。出資組合又はその連合会は、前項の期間内にその債権者に対して異議があれば二週間内に述べべき旨を主たる事務所へ公告し、且つ、知れたる債務者には各別にこれを催告しなければならない。債権者が催告を受け

三、組合が行うことを認可された事業
四、組合の運営の範囲
五、組合員の資格
六、出資一口の金額及びその払込みの方法並びに組合員の有することのできる口数
七、組合員の経費賦課についての規定
八、剰余金の配当及び準備金に關する規定
九、準備金の額及び積立に關する規定
十、役員の数並びに権能及び選挙に關する規定
十一、事業年度及び存続期間
十二、諸議会の通知法

第十三条 協同組合又はその連合会は、定款に規定される事項の外に左の事項の規定を設けることができる。
一、通常又は臨時總會及び総大会の開催並びにその定款に關する規定
二、業務の執行及び会計に關する規定
三、役員業務及び報酬に關する規定
四、組合員及びその業務に關する規定
五、その他必要な事項。

第十四条 組合に少くとも五名の理事からなる理事会及び三名の監事からなる監事会をおく。理事及び監事は、定款の定むる所により總會において選挙される。組合の役員は、理事会が互選する。

第十五条 協同組合又はその連合会の理事及び委員の委員の任期は、少くとも一ヶ年とす。定款で二年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

第十六条 組合の如何なる役員も同一の組合において二以上の職を兼ねてはならない。但し、信用協同組合の出納主任と参事の職は兼務することができる。

第十七条 協同組合又はその連合会の監事は、その

た日から二週間以内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとなす。債権者が、前項の期間内に異議を述べたときは、組合又はその連合会は決議を施行する前にその債務の弁済をなさねばならない。

第四十条 各事業年度の終において出資組合又は連合会は、定款、規約又は本法施行者の規定する額に達するまでは剰余金の十分の一以上を準備金に控除積立しなければならない。信用協同組合の準備金は、払込済出資金の総額の少くとも四分の一に達するまで積立て損失の補填にのみ充てるものとする。

第四十一条 出資組合又は、その連合会は、剰余金から損失を補填し、且つ前条に規定した準備金を控除した後でなければ剰余金の配当をしてはならない。剰余金の剰余金は、定款の定めるところにより年六分を超えない範囲内でまず配当し、なお剰余があれば定款並びに規約の定めるところにより組合の施設を費用した程度に於て配当されるものとする。

第四十二条 出資組合又はその連合会は、定款の定めるところにより組合員に配当する剰余金を組合員が申込んだ出資の支払いに充てることができる。

第四十三条 出資組合は、組合員の持分を取得し又は質権の目的としてこれを受け、且つ、保有することができる。

第五节 設立
第四十四条 協同組合を設立するには十五人以上の人が、協同組合連合会を設立するには五人以上の協同組合が発起人となることを必要とする。

第四十五条 琉球において現に存在するすべての組合又はその連合会の理事は、本法施行後六十日以内にその定款、規約、理事監事の氏名、住所の写し二通を認可申請書と共に本法施行者に提出するものとする。出資組合の場合は、前月末付の経理報告書を提

出し、発行中の出資口数の純価格を示すものとす
る。

第四十六条 本法によりあたらしく協同組合を設立す
る準備会においては、同組合の組合員たる資格を有
する十五人以上の者をその準備会の出席者中より選
挙するものとする。この十五人以上の者は、定款起
案者となり定款に署名し又本法施行者に提出して認
可を受けなければならない。但し、信用協同組合の
発起人は、本法施行者の定むる定款に署名し、且つ、
これを提出すること。連合会の場合は、その連
合会に加入する各組合の理事の決議書により信任さ
れた加入組合の理事又は代表者が定款起案者とな
る。起案者は、定款並びに規約に署名し、且つ、こ
れを提出して認可を受けなければならない。準備会
において決議をなす場合、出席協同組合員の過半数
の同意が必要である。

第四十七条 前二条の規定により理事又は定款起案
者が文書を提出するにあつては、場合により調査
料五百円を執行者に支払うものとする。本法施行者
は、適当な領収をなすこと。

第四十八条 前条の規定により協同組合又はその連合
会の認可申請がなされたとき本法施行者は、提出の
日から二十日以内に提出された定款の写しに署名
し、返送することによってその団体を認可する。署
名した文書は、組合の認可書(チャーター)となるも
のとする。但し、理事又は発起人の提出した組合又
はその連合会の定款、規約及び目的が本法による規
則に違反すると認められるとき又は同種の組合又は
連合会が同一の組合員について認可されてお
り又は目的が組合員の利益にならないと認められる
ときは、本法施行者は、如何なる団体も認可しな
い。

第四十九条 本法施行者は、組合又はその連合会を設

立する為の発起人の性格及び適応性を調査し、且つ
、設立及び経営に関する事項について組合の役員又
は発起人に助言し、指摘する権限を有する。

第五十条 本法施行者は、組合又は連合会の認可申
請者を認可しないときはその処置の理由を否認通知
書に述べなければならない。信用協同組合以外の組
合の理事又は、発起人は不認可の際は裁判所に申立
て、調査判決を求め、裁判所が不認可は取消すべき
だと判決するならば、ただちに認可書を出すものと
する。但し、かかる判決は、本法施行者は附与され
たその他の権限を禁止し、又は削除するまでに到っ
てはならない。

第五十一条 第四十八条若しくは第五十条の規定によ
り認可を与えられたときは、発起人は、三十日以内
に総会を招集し、定款に定める所に依り役員を選挙
を行い、且つ、選挙後十日以内に本法施行者に対し
て理事、監事の氏名、住所を報告しなければならない。
本法により認可された組合又はその連合会の定
款の改正は、本法施行者の認可がなければ効力を生
じない。

第六章 解散

第五十二条 組合又はその連合会は左に掲げる理由に
より解散する。

- 一、総会の決議
 - 二、他の組合又は連合会との合併
 - 三、破産を宣言されたとき
 - 四、存続期間の満了
 - 五、本法に基いて本法施行者の発する解散命令
- 第五十三条 総会の決議による組合又は連合会の解散
は、その許可を事前に本法施行者より得るのでなけ
れば効力を発しない。
- 第五十四条 二以上の組合又はその連合会の合併の決
議は、各組合の総会において採択されなければならない

ない。合併は、本法施行者の認可を得て効力を生ず
る。合併後存続する組合又はその連合会若しくは合
併の結果設立される組合又はその連合会は、合併の
結果解散する組合の認可書(チャーター)権利、義務
を継承しなければならない。

第五十五条 組合又は連合会が合併又は破産以外の事
理により解散したとき総会において理事以外に清算
人が選挙され又は本法施行者が清算人を任命する場
合を除き、理事その清算人となる。清算人は就任と
同時に連帯なく組合の財産の状況を調査し、財産目
録、貸借対照表、資産処分案を作成しなければならない。
清算人は、本法施行者の認可がなければ組合
又はその連合会の資産を分配してはならない。

第七章 監督

第五十六条 本法施行者は、本法により設立された組
合又は連合会の状況を調査し、その調査費用の全部
又は一部を賦課徴収することができる。本法施行者
は、本法により設立されたすべての組合又は連合会
に年一十円を超えない範囲の監督手数料を賦課徴収
することができる。信用協同組合については本法施
行者はその事業の状況を毎年少くとも一回調査せし
め且つ、命令により該組合の運営を中止し、且つ、
ただちに組合のあらゆる記録及び資産を押収する権
限を有する。支払不能又は法律違反の虞あるを認め
るときは、該組合の資産を清算し、且つ、分配し、
又その特権(チャーター)を取消す権限を有する。

第五十七条 本法により設立された信用協同組合につ
いては、本法施行者はその定款、規約、会計組織、報告
の様式、一組合員報告に対する最高貸付限度及び最
高利率を定め、また該組合の借入若しくは手形割引
を為し得る資金源を指定し、且つ、その買入れ得る
有価証券の種類と金額を指定しなければならない。

第五十八条 信用協同組合の理事、監事及び信用委員

は、その奉仕に対し如何なる形でも報酬を受けては
ならず、またその奉仕する組合から借金してはなら
ず、更にその預金として保有する持分を超えて該組
合の借入人の保証人となつてはならない。但し、専
務理事、出納主任は通常又は臨時総会において組合
員の承認した割で報酬を受けることができる。

第五十九条 本法施行者は、組合又はその連合会に対
し組合が本法又は本法により発せられた諸規則を遵
守していることを確かめるために必要な報告を定期に
提出させることができる。

第六十条 組合は連合会の組合員の十分の一が、文書
によって組合又は連合会の経営が法律命令又はその
定款、規約に反していると認められる旨記述した陳
情を提出したときは、本法施行者は該組合の業務の
状況を調査しなければならない。

第六十一条 規定による調査の結果適用ある法律、政
令、規則及び定款、規約に違反があれば、本法施行
者は該組合又は連合会に命令してただちに適当な修
正策をとらねばならない。前項に規定した命令に従
わないときは本法施行者は該組合が確実に修正策を
とるまで組合のすべての事業の停止及び解散を命ず
ることが出来る。但し、信用協同組合を除いては解
散命令は管轄権ある裁判所が調査の後発する命令に
よるのでなければ執行できない。

第八章 罰則

第六十二条 本法により設立された組合又は連合会の
理事、監事にして組合の帳簿又は報告に意図的に虚
偽の記入をなし又は為さしめ若しくはこの種の記帳
又は報告が不正確又は虚偽であることを知りつゝ、正
確であることと署名又は証明し若しくは組合の財産
又は資金を個人的使用に充て若しくは他の理事監事
又は組合員と共謀又は約定して無報酬でなすべき職

務につき手数料又は何らかの形で贈与を受けた者
は、判決の上五万円以下の罰金又は五年以下の禁錮
若しくは両刑に処す。

第六十三条 本法施行の任にあたる琉球人官吏は、代
理人又は職員にして組合の理事、監事代理人又は職
員と共謀して本法により禁ぜられている行為をなす
ことにつき若しくは本法によりその公式の資格でな
すべき行為又は職務を行わないことにつき、贈与、
ひいき又は有価物を受けた者は、判決の上、十万
円以下の罰金又は十年以下の禁錮又はその両刑に処
せられる。

第六十四条 本法により設立された組合又は連合会の
財政状況につき虚偽の記述又は報告を悪意を以て公
表又は伝播するものは、誰でも判決の上一十万円以下
の罰金に処せられ、且つ、懲罰的損害賠償として同
額を該組合に支払の義務を負わねばならない。

第六十五条 本法の規定又は適用が管轄裁判所より無
効とされても、この無効宣告は無効な規定又は適用
例がなくとも効力を生じ得る他の規定又は適用法に
影響しない。

第六十六条 琉球臨時中央政府資源局長は、ここに本
法施行者に任命され、且つ、本法の規則に規定され
た権限に行使する権能を与えられ、更に民政府の検
討を条件として本法を適当に施行する必要な権能
を与えられる。(一九五一、一、二二、改一同日施
行)

第六十七条 本法は一九五一年六月一日をもって効力
を発する。

民政副長官の命に依り発布する

民政官

砲兵大佐

ゼイムス・エム・ルウイス

◎琉球協同組合法公布に伴う

現農業組合整理に関する通牒

琉農政第六二二号

一九五一年六月二五日

琉球農林省 総裁 富名腰 向友
群島政府知事殿 琉球農林省
農連会長殿
市町村長殿
市町村農業者組合長殿

琉球協同組合法公布に伴う現農業組合整
理に関する通牒

琉球協同組合法公布に伴う現農業組合整理に関し
て、別紙の通り致し度いと思ひますから取扱に就い
ては万遺憾なきを期せらるゝ様、通牒致します。

第一条 琉球協同組合法第四十五条の規定する現に存
在する農業組合で現在の地域を地域として農業協同
組合に組織変更する場合は六月末日現在を以て決
算し決算総会を招集し併せて農業協同組合への定
款、規約変更の決議をなし、現農業組合の理事、監
事、発起人となり認可申請書に決算書類、持分算定
表、定款、規約、総会議事録等を相添へ琉球農林省
総裁宛提出するものとする。

前項の発起人は農業協同組合員の資格を有する者か
ら、現理事、監事併せて十五人以上の発起人を選挙
することが適当である。前二項の組織変更の為の総
会の出席組合員定足並に決議方法は現組合規約の解
散総会に準ずるものとする。

設立認可通知書到着後、発起人代表は三十日以内に
設立総会を召集する為、発起人を召集し左記の準備
をしなければならない。

- 一、事業計画書及収支予定書の設定